

第13回名張市市民活動支援センター運営委員会会議録

日時 平成21年11月12日(木) 19時から21時30分

場所 名張市市民情報交流センター会議室

出席者

(委員) 梶原重信、坂本直司、石見彰教、数本有喜子、吉井正男、福永英世、
栗木かおり、松生隆

(市) 企画財政部地域経営室 室長：奥村 副室長：荻田 垣中 末次

1. 市民活動支援センターの現状と今後のあり方について

資料1～4について事務局より説明

<市民活動支援センターについて>

- ・センターの公設民営化については過去にも何度か話が出ているが、1つのセクターに偏りがある団体ばかりで実現に至っていない。
 - ・いつも話題になることだが、地域づくり委員会と市民活動団体やNPOはお互いに受け入れることができずにいる。昨年ワールドカフェもその場限りの交流で終わった。
 - ・市民活動団体が行政・企業・市民のどの枠組みの中にでも自由に入れるような仕組み作りをしてほしい。
 - ・専門的な支援よりも、これから市民活動を始める方への初歩的な支援を大切にしてほしい。
 - ・中間支援とは目線を落として、つまり、これから市民活動を始める方の目線になり業務を行える団体が担っていくべきである。
 - ・市民活動やボランティアの裾野を広げ継続性のある活動や次世代の育成・ニーズの見直し等も支援できるようにしてほしい。
- (市) これまで市で実施してきた提案公募型事業に応募のあった団体等へ聞き取りを行ったが、どの団体も後継者不足に悩んでいるようであり、今後そういった支援も行っていきたい。

<委託先について>

- ・なばりNPOセンターが設立されたが、そこがゆくゆくはこのセンターの委託なり指定管理者になると決まっているかのようである。
- (市) それは決定事項ではない。ただ今まで名張市に中間支援の組織がなく、そのような団体が必要であると考えている。中間支援的な役割を担ってくれる団体に育ててほしいと考えている。委託先を決定するときはプレゼン等を実施して決めていく。

- ・公設民営でいくのはいいが、民営で採算がとれるのか？
- (市) しばらくは業務委託でいくが、ゆくゆくは指定管理者も視野に入れ検討していきたいと考えている。その場合は市から人件費や賃料も委託料に含んで支払うことになる。
- ・なばりNPOセンターを通さないと実践事業や市の委託事業を取れないという、うわさが出ているが？
- (市) そんなことはあり得ない。
- ・委託先を公正な立場で選ぶようにしてほしい
- ・行政はなんでも民間に委託しようとするが信頼性の問題もあるので、その点も考えてほしい。
- ・委託することのメリットは人事異動がないので一定のレベルを保つことができる。
- ・専門性を追求しすぎると一般市民はついていけない。
- ・センターは、中立的な立場であってほしい。
- ・資料4の中には、現状のセンターの課題が書かれているが、それらも含め、課題の分析、解析が重要である。センター業務を委託していく際には委託先がその課題を解決できるというプレゼンを行ってもらい、解決方法を提示してもらう必要がある。
- (市) 選考委員については、運営委員の中からもお願いしたいと考えている。ただし、応募団体に関係するものは除く。また選考にあたっては合格最低点を設けたい。
- ・委託先を決める時は、一般に公開するのか。
- (市) 公開する。

<運営委員会のあり方について>

- ・運営委員になばりNPOセンターのメンバーもいるが、常に公平な立場でいなければならないと考えている。
- ・公設民営になっても運営委員会は今以上に必要になってくる。
- (市) これからは2ヶ月に一回程度の運営委員会の開催が必要になってくると考えている。センターの運営が適切に行われているかどうかの評価は必要である。評価する時は、運営委員の中に委託先のメンバーが入っていれば外れることになる。現在、なばりNPOセンターのメンバーが委員の中にいるが、公平な立場でいなければならないと考える。運営委員全員が、常に中立な立場であるという認識でいてもらわなくてはならない。現段階では、どこが受託するかわからないことから、ここで、なばりNPOセンターのメンバーが運営委員として適切でないとは言えない。運営委員会は委託先の評価だけではなく、事業計画の検討や事業実施上の諸問題の協議もある。
- また、第三者や運営委員からの意見があれば、その都度運営委員会を開催し検討していく必要がある。
- ・業務委託については賛成だが、運営委員会等の監視する立場の会は必要である。そして委託団体のカラーはでてもいいが、公平な(好き嫌いはしない)態度は守ってほしい。

- ・運営委員には規則にがんじがらめになるのではなく、柔軟に対応しなければならない局面も出てくる。
- ・運営委員自体も目線を落とす必要がある。
- ・今後センター業務を委託した際には、委託先の業務等を見ていく為には運営委員会の回数を増やす必要がある。また、ネット等を利用したセンター運営上の諸問題について運営委員が意思の疎通を図ることのできるシステムがあればよいと考える。

<次回の運営委員会について>

- ・次回の運営委員会は、事前に資料を送付させてもらおうと考えている。
- ・今後、業務委託に関し概要を委員会に示し、意見を伺いたい。

2. 市民情報交流センターの利用状況等について

事務局より資料5を使い、10月までの利用状況について説明

3. その他

運営委員の旅費について説明

第13回名張市市民活動支援センター運営委員会事項書

日時：平成21年11月12日(木) 午後7時

場所：名張市市民情報交流センター

① 市民活動支援センターの現状と今後のあり方について

② 市民情報交流センターの利用状況等について

③ その他

(資料)

1. 名張市市民活動支援センター事業実施要綱
2. 名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針
3. 名張市市民公益活動の促進に関する諸施策について
4. 名張市市民活動支援センターの現状と今後のあり方について(案)
5. 名張市市民情報交流センター利用実績について

名張市市民活動支援センター運営委員会委員名簿

氏 名	所属など	備 考
梶原 重信	市民委員	
坂本 直司	市民委員	
石見 彰教	みどりの絆	
数本 有喜子	三重県チャレンジサポーター	
吉井 正男	名張廃食油リサイクルの会	
福永 英世	名張マジック研究会	
宮川 忠彦	名張市ボランティア連絡協議会	
栗木 かおり	名張市社会福祉協議会	
松生 隆	国津地区地域づくり委員会	平成21年11月1日委嘱

○名張市市民活動支援センター事業実施要綱

平成16年3月25日告示第42号

改正

平成18年1月30日告示第12号

平成21年6月10日告示第100号

名張市市民活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的な市民公益活動を支援する名張市市民活動支援センター事業（以下「センター事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(設置場所)

第2条 センター事業を実施するための拠点（以下「支援センター」という。）を名張市市民情報交流センターに置く。

(利用時間等)

第3条 支援センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後7時までとする。
- (2) 休館日は、月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

(事業の内容)

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民公益活動情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民公益活動に係る相談及び調整に関すること。
- (3) 市民公益活動団体、人材の育成及び支援に関すること。
- (4) その他市民公益活動の支援に関すること。

(運営委員会)

第5条 支援センターの円滑な運営を図るため、名張市市民活動支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議するものとする。

- 2 委員会は、委員20人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 5 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(事業の委託)

第6条 市長は、公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、この事業を適切に運営することができるものと見込まれるものに委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則 (平成18年1月30日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年6月10日告示第100号)

この要綱は、平成21年6月13日から施行する。

名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針

名 張 市

名張市は、昭和 29 年の市制施行以来、さまざまな課題を乗り越えつつ本年 3 月に 50 周年を迎えました。そして今、地方分権の推進をはじめ人々の価値観やライフスタイルの多様化、国、地方を通じた危機的な財政状況等々、これまでにない大きな時代の転換点に立っています。

こうした中で、市民自らが地域や社会の課題に取り組み、その解決に向けていこうとする活動が活発化してきています。市民による自発的、自主的な活動は、福祉、環境、まちづくりなどいろいろな分野で展開され、市民がこうした活動を支えていこうとする動きも芽生えつつあります。一方、市民が主体となった活動はその対象とする分野が多様であるばかりでなく、活動の形態も個人によるボランティアから、事業を組織的に取り組むものもあります。特定非営利活動促進法による NPO 法人を設立し活動を行なう団体も増えています。

本年 3 月に策定した名張市総合計画では、自然環境や豊かな歴史・文化などさまざまな地域資源や個性を生かしながら「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて幸せに暮らすまち」の実現に向けたまちづくりをすすめていくこととしています。

総合計画に掲げた施策の推進はもとより、これからの地域社会においては、多様な主体が社会の担い手として積極的に参加し、役割と責任を自覚しながら、力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要があります。特に、地方分権、地方の自立への流れが加速する中では、柔軟性、先駆的、また機動力などを発揮する市民の主体的な公益活動は、まちづくりや新しい地域社会を創造するための大きな原動力になるものです。

本指針は、本市が今後市民公益活動を促進していくための考え方や基本的な姿勢を示すものであり、昨年 12 月に設置した、学識経験者、市民活動団体関係者、公募市民などからなる名張市市民公益活動促進検討委員会における検討、パブリックコメントなどを経て平成 16 年 7 月にまとめられた報告書をもとに策定したものです。

平成 16 年 11 月

名張市長 亀井利克

目 次

基本指針の策定にあたって	3
1. 市民公益活動（団体）の考え方	3
(1) 市民公益活動について	
(2) 市民公益活動団体について	
2. 市民公益活動に期待される役割	4
(1) 地方分権型社会の促進	
(2) 新たな地域社会の創造	
(3) 自己実現や活動の機会の創出	
(4) 役割分担による新たな公共サービスの提供	
3. 市民公益活動の課題	4
(1) 活動の自立と自己責任	
(2) 活動の継続性	
(3) 活動の活性化	
4. 市民公益活動と行政との協働の原則	5
(1) 対等の原則	
(2) 相互理解と相互尊重の原則	
(3) 補完性の原則	
(4) 公開の原則	
5. 市民公益活動促進施策の視点	5
(1) 環境・基盤づくり	
(2) 参加の機会づくり	
(3) 連携と協働づくり	
6. 市民公益活動促進の方策	6
(1) 基本的な施策の展開方向	
(2) 市民活動支援センターの設置	
(3) 活動促進のための協働施策・支援の検討	
(4) 参入機会の提供	
(5) 条例の整備	
(6) 市の推進体制	

基本指針の策定にあたって

現代社会は、大きな時代の変化の中で、少子・高齢化、情報化、国際化の進展、経済の低成長や社会の成熟化に伴う新たな課題を提起しており、これまで以上に一人ひとりの尊厳を認め合いながら、健康で豊かな生活を送ることができる魅力ある地域社会の創造が求められています。

このような社会背景のもと、名張市では、地域社会におけるさまざまな課題、また、多様な価値観を持つ人々の複雑、かつ多岐にわたるニーズに対して、ボランティアやNPOなどの活動を通して、市民が自主的、主体的に社会に貢献しようとする取り組みが進みつつあります。

こうした市民による公益活動がさらに発展することは、地方分権時代の社会を築くためだけでなく、個性的で、魅力のある生き生きとした地域づくりのために重要な役割を果たすものです。

この基本指針は、市民等との協働により創造力と躍動感に満ちた名張市のまちづくりを進めるための「市民公益活動の促進」にあたって、基本的な姿勢や施策の方向性などをまとめたものです。

なお、本指針については、今後の市民ニーズや市民公益活動の推進状況とあわせて必要な見直しを行うものとします。

1. 市民公益活動（団体）の考え方

(1) 市民公益活動について

「市民公益活動」とは、まず「市民が自発的かつ自主的に行う活動」という点と「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」との考え方を明確にします。不特定かつ多数の利益は、「社会に貢献する活動」という意味も含めます。

しかし、営利、特定の個人・団体や仲間・会員のみのもとの固有の私益追求を目的とするもの、政治・宗教活動を目的とするもの、及び公益を害するおそれのある活動を目的とするものは除くものとします。

また、市民公益活動は、非営利活動を対象としますが、この非営利とは、活動によって収益が生まれたとしても、その収益を構成員に配分することを目的としないことを指すもので、無償の活動のみに限定するものではありません。

(2) 市民公益活動団体について

「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体で、ボランティアグループなどの任意団体や特定非営利活動法人が該当するものです。

また、社団法人、財団法人、社会福祉法人などの公益法人についても市民公益活動を行なうものについては、市民公益活動団体に含みます。

2. 市民公益活動に期待される役割

(1) 地方分権型社会の促進

自己責任を基本とする自立した市民公益活動の活性化は、地方分権型の地域社会づくりのための重要な方策であり、自立と公益の意識に根ざした市民による、自分たちのまちは自分たちでつくる取り組みが期待されます。

(2) 新たな地域社会の創造

地域住民、ボランティア、市民公益活動団体、地域組織、事業者など、地域社会を構成しているさまざまな市民が力を合わせ、多様な活動の中で人々の幸せと夢を実現させていく市民公益活動は、新たな地域づくりの担い手として期待されます。

(3) 自己実現や活動の機会の創出

市民公益活動は、生きがいや豊かな人生を求める多くの市民に対して、個々の人々が培ってきた経験や知識を生かすための自己実現の場や新たな活動の機会、実践活動の場を提供することが期待されます。

(4) 役割分担による新たな公共サービスの提供

公平・平等の観点が強い行政による公共サービスの提供のみでは、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応し将来に向けて市民の満足感を高め、また納得できるまちづくりをしていくことは難しくなっています。

市民公益活動は、多様なニーズに対応するとともに、市民自身の柔軟な発想で、いち早く、地域に合った新しい公共サービスを提供することができる可能性があり、地域の魅力あるまちづくりについて、行政、事業者との役割分担と協働による活動の充実が期待されます。

3. 市民公益活動の課題

(1) 活動の自立と自己責任

市民が主体となった活動は、公益活動を目的としていても、組織として自立していることが前提であり、自己責任による組織化やその運営、活動に必要な資金等を自ら確保していくことが必要になります。

(2) 活動の継続性

市民公益活動を継続させていくことは、すでに活動を行っている団体の共通の課題であり、特に、その公益活動で創出されるサービスの受け手が市民である場合には、活動を担う団体の自主性が尊重される反面、市民の不安要素とならないよう、活動を担う一人ひとりが継続性の姿勢を重視し、サービスの安定性や信頼性を図ることが必要になります。

(3) 活動の活性化

(1)(2)の課題とともに、市民公益活動団体の活動を活性化していくためには、次のような課題があります。

- ・活動するための資金や協力者の確保
- ・活動する人材や専門的な知識・技能を持つ人材の確保
- ・活動や作業を行う場所の確保
- ・情報の収集と情報発信の手段の確保
- ・他の団体、機関との調整機能の強化
- ・マネジメント能力の向上

4. 市民公益活動と行政との協働の原則

市民公益活動団体の活動原理は自発性・自立性を基礎とするもので、この活動原則にのっとり、行政の公平・平等の原則と協働して公益活動を推進する際に留意すべき協働の原則を次のとおりとします。

(1) 対等の原則

行政とともに公共の領域を担うという市民公益活動の展開にあたっては、上下ではなく横の関係にあることを相互に認識し、それぞれの主体性のある意志に基づき協働する中でそれぞれの特性が発揮できる対等の関係を築くことが重要です。

(2) 相互理解と相互尊重の原則

市民公益活動団体と行政の相互がその特性を十分に認識・尊重し、双方の共通理解を深めつつ、目標の共有と施策の展開を通じて相乗効果を生み出すよう努める必要があります。

(3) 補完性の原則

市民公益活動団体と行政は、その特性を生かしながらそれぞれに期待される役割を担い合うことが重要です。また、市民公益活動団体が担うことができる公共サービスについては積極的に市民公益活動団体にゆだねたり、市民が創造する公共サービスを優先させたりするなどの配慮が必要です。

(4) 公開の原則

市民公益活動団体と行政との協働による活動は、市民からの社会的評価が問われることから、常に広く市民の理解を求める活動が必要であり、多くの人々の共感や支持を得るためにも、その活動や運営内容が積極的に公開、共有されるなど、透明性と説明責任を持つことが必要です。

5. 市民公益活動促進施策の視点

市民、市民公益活動団体、事業者、行政などの多様な主体がそれぞれの責務と

役割を認識しつつ、協働して豊かな地域社会の形成を図るために、次の視点から市民公益活動の促進に取り組みます。

(1) 環境・基盤づくり

市民公益活動そのものが市民の理解と信頼にこたえられる価値を生み出すものとの観点から、市民公益活動団体が活動しやすい環境の整備に取り組みます。

(2) 参加の機会づくり

市民の意識には、機会があれば市民活動に参加しようとの思いがあり、人材を必要とする団体も多くあることから、こうした思いが現実の行動に移せるような情報の収集・発信のための施策を進めるなど、市民公益活動への参加の機会を積極的に創出していきます。

(3) 連携と協働づくり

市民、市民公益活動団体、事業者などのさまざまな主体が多様な形や方法による協働と連携づくりを進めます。

また、各地域の特色を生かした活動を展開している地域づくり委員会や地域産業、観光、農林業といったさまざまな領域を担う主体と市民公益活動団体との連携と協働づくりを進めます。

6. 市民公益活動促進の方策

(1) 基本的な施策の展開方向

市民公益活動を促進するための諸施策の具体化にあたっては、財政状況等を考慮しつつ優先順位に基づく計画的な実施を図ります。また、国、県等の動向、時代の推移等も総合的に判断しながら施策を進めます。

①活動場所の提供

活動を展開し、進展させていくための拠点となる場所の提供

②情報環境の整備

市民啓発や活動団体の課題を解決するために必要となる各種情報の収集・提供を行うなどの情報環境の整備

③資源や技術の仲介・支援

活動に当たって必要となる資金、人材をはじめとする資源について、その提供者（資金や人材、活動に必要な情報）と活動団体との仲介、調整及び支援

④人材育成

活動団体が自立するために必要となる組織運営、資金確保などに対応できる人材の育成

⑤マネジメント能力の向上支援

自立して活動を継続していく上で必要となる組織運営、資金、人材確保な

どのマネジメント能力の向上を支援

⑥交流・連携のネットワーク

さまざまな形態や価値観を持った多様な活動団体をネットワーク化したり、個々の活動団体が持つ能力を有効に活用したりするための調整

(2) 市民活動支援センターの設置

市民による公益活動を支援するための市民活動支援センターは、市民公益活動団体の能力を高め、その自立を促進しながら、質の高い活動の展開を育成・発展させるとともに、市民が気軽に利用することで、活動に対する市民意識の向上が図れる拠点として整備します。

市民公益活動が市民の自発性、自主性を基本としていることから、市民活動支援センターの運営、事業については、市が直接行うよりも市民公益活動を行う市民の幅広い参画を得て実施することが望ましい姿です。

しかし、事業を開始する段階においては、将来に向けてあるべき姿を展望しつつ、まず公営で出発し、引き続き市民との協働による検討を進めながら、その機能の充実を含めて自主・自立の市民運営の実現に取り組みます。

(3) 活動促進のための協働施策・支援の検討

市民公益活動の支援策等については、それぞれにまちづくりの主体としての役割を認識する中で、行政との協働のための施策として検討し、公平性や公開性などを前提に、既成の枠にとらわれず共催・後援、委託、助成など、その目的、内容を踏まえて効果的に実施できるよう取り組みます。また、市民活動団体の自立性を損なうことのないよう柔軟に取り組んでいきます。

なお、より具体的な支援策の内容や実施方法などについては、引き続き市民参加の中で検討し構築していきます。

(4) 参入機会の提供

市民公益活動団体に対して、その専門性、地域性等を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会を提供するよう努めます。

(5) 条例の整備

豊かな地域社会の実現をめざす方向を明らかにし、市民、市民公益活動団体及び事業者との協働を市の施策展開全般にわたって確立するための根拠として条例を整備します。

(6) 市の推進体制

①市職員の意識の向上

市民、市民公益活動団体、事業者との協働によるまちづくりを進めていくためには、市の行政組織全体での取り組みが必要であり、このことについての研修の

機会を設けるなど職員の意識向上に努めます。

②全庁的な推進体制の整備

市民公益活動はすでに名張市でもさまざまな分野で展開されており、今後、一層広がることが予想されます。市民のための公益活動を協働の観点で実現していくためにも、市民公益活動を推進する担当窓口や庁内連絡組織など全庁的な支援体制により取り組みます。

③市民への啓発活動・情報提供などの推進

市民公益活動への理解と市の基本姿勢を明らかにするとともに、市民公益活動への積極的な市民参加を図るためにも、市民への啓発活動や情報提供、市民意識調査などに取り組みます。

「名張市市民公益活動の促進に関する諸施策について」

名張市市民公益活動促進委員会

報告書

平成 20 年 2 月 15 日

名張市市民公益活動促進委員会は、平成 18 年 2 月に設置され、以降 6 回の委員会を開催し、意見交換や討議を重ねてきました。その間、市が実施した市民意識や市民活動団体への調査結果を検討するとともに、他市の先例地事例の考察を行い、名張市の市民公益活動をより一層活発化させたいとの強い思いを抱きながら協議を進めました。

今、全国では、高齢化の急速な進展や少子化などにより、様々な地域課題や住民ニーズが発生しています。また、生活基盤を織り成す住民の安全・安心への人々の関心は、非常に高いものがあります。

こうした様々な地域課題や新たなる住民ニーズは、自治体だけで解決することはできない時代となっています。

一方、福祉、環境、教育文化、まちづくりなど、特定のテーマの下に共通の問題意識をもった人々が集まり、市民活動を展開する動きが活発になってきています。先駆性や多様性、創造性といった性格をもったボランティアや市民公益活動団体などの活動を通し、より多くの市民が取り組めば、こうした新しい時代に対応しうる社会システムとして確立することができる、大きな可能性をもっています。

名張市においては、市民公益活動促進条例が平成 18 年 1 月に施行し、市民活動支援センター事業の開催や、市民公益活動実践事業の実施などにより、市民の自主的、自発的な地域課題への取り組みを行う団体が年々増えています。

NPO 法人の設立も、2 年前と比べ 8 団体が増え、現在 24 団体の NPO 法人が活動しています。

また、市内 14 の地域づくり委員会では、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域課題への解決に向けた取り組みが展開されています。

この報告書の作成にあたっては、各委員の経験に基づいた意見や将来に向けた視点、また、いろいろの角度からの提案の中から、市民公益活動を促進していくために必要な具体的な施策として、できるだけ実効性のある提言となるよう取りまとめに努めました。

この報告書が市の様々な施策とも連動させながら、新しい時代に応えることができるまちづくりが進むよう期待するものです。

平成 20 年 2 月 15 日

名張市市民公益活動促進委員会

目次

はじめに	1
I 市民公益活動の目指すもの	2
1. 市民公益活動の概念	2
(1) 市民公益活動について	2
(2) 市民公益活動団体について	2
(3) ボランティアと市民公益活動団体	3
(4) 無償と有償と非営利について	3
(5) 協働の概念	3
2. 市民公益活動の目指すもの	4
(1) 市民公益活動の目指すもの	4
(2) 協働型自治への転換	4
II 具体的な施策について	5
1. 市民活動支援センターの機能充実	5
(1) 設置場所について	5
(2) 運営体制について	6
(3) 組織運営へのサポート	7
(4) 情報の収集と発信	9
2. 市民公益活動への参加・参入の機会づくり	11
(1) 市民公益活動への参加の機会づくり	11
(2) 公共サービスへの参加の機会づくり	16
3. 市民、市民公益活動団体、事業者および市の 連携と協働の仕組みづくり	21
(1) 連携と協働の仕組みづくり	21
(2) 市民公益活動団体への自立支援に向けての取り組み	24

名張市市民公益活動の促進に関する諸施策について

はじめに

名張市では、多様な主体が社会の担い手として積極的に参加して、役割と責任を自覚しながら、力を合わせてまちづくりに取り組んでいくために、平成16年11月「市民公益活動の促進にかかる基本指針」を策定し、市民公益活動の促進の考え方や方向性が示されました。

また、平成18年1月には、市民公益活動の促進の根拠として、「名張市市民公益活動促進条例」が施行されました。

これまでの取り組みでは、市民活動支援センターの開設による市民活動団体や地域づくり委員会などへのサポート体制の整備や、市民公益活動実践事業の実施などにより、多くの市民公益活動団体からの名張市総合計画の推進や政策課題への企画・提案がなされ、積極的な市民参加のもと公共サービスの提供が展開されています。

本年度策定された第2次市政一新プログラムでは、新しい時代への対応として、都市内分権の推進を掲げ、様々な主体が公共サービスの担い手として繰り広げていく「新しい公」による社会システムを構築していくために、益々の市民公益活動の活性化が求められているところであります。

また、昨年から全国的に始まった団塊の世代の大量退職は、これからの「新しい公」の担い手になりうる可能性があるとともに、持続可能なまちづくりの推進者として期待ができるものであります。

名張市市民公益活動促進施策の策定にあたりましては、こうした時代の変化を踏まえ、地方分権時代の地域社会を築くために、条例に掲げられている市民公益活動を促進するための市の施策、

- (1) 活動場所の提供並びに情報の収集及び提供並びに人材育成に関する環境及び基盤づくり
- (2) 市民公益活動に参加することができる機会づくり及び公共的サービスを担う主体としての参入の機会づくり
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者及び市の連携及び協働並びに財政的な仕組みづくり

について、これから取り組んでいかなければならない具体的な施策の検討に参考とすべき点などについて考察していくものであります。

I 市民公益活動の目指すもの

1. 市民公益活動の概念

(1) 市民公益活動について

条例において「市民公益活動」とは、「市民が自発的かつ自主的に行う活動」であり、また「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」と定義されています。まず、この考え方を明確にします。不特定かつ多数のものの利益には、「社会に貢献する活動」という意味も含めます。

しかし、営利、特定の個人・団体や仲間・会員のみ固有の私益追求を目的とするもの、政治・宗教活動を目的とするもの、及び公益を害するおそれのある活動を目的とするものは除くものとします。

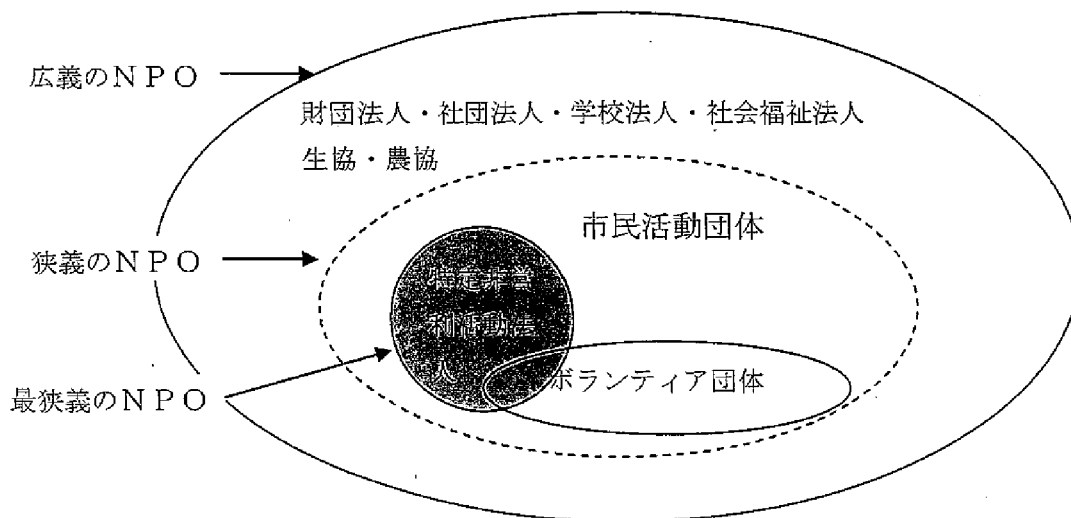
また、市民公益活動は、非営利活動を対象としますが、この非営利とは、活動によって収益が生まれたとしても、その収益を構成員に配分することを目的としないことを指すもので、無償の活動のみに限定するものではありません。

(2) 市民公益活動団体について

「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体で、ボランティアグループなどの任意団体や特定非営利活動法人が該当するものです。

また、社団法人、財団法人、社会福祉法人などの公益法人についても市民公益活動を行うものについては、市民公益活動団体に含みます。

(イメージ図：多彩なNPO（民間非営利組織）の関係)



(3) ボランティアと市民公益活動団体

ボランティアも市民公益活動団体も、自発的、主体的に非営利の社会貢献活動を行うという点では同じです。ボランティアは活動する個人を指し、そうしたボランティアや職員、スタッフで構成され継続的に活動している組織が市民公益活動団体だと言えます。

また、その関係には密接なものがあります。ボランティアにとって市民公益活動団体は自己実現や生きがいの場を提供してくれる組織であり、一方、市民公益活動団体にとってボランティアは、組織等を支える主体であり、活動を推進する原動力として不可欠なものです。

市民公益活動をさらに活発に展開していくために、市民・ボランティアと市民公益活動団体との人的交流を促進し、互いに理解を深めることにより信頼関係を築き、活動目的の共有化を図り、市民公益活動団体への参加促進を行っていくことが重要です。

(4) 無償と有償と非営利について

ボランティア活動では、活動にかかる経費を全額自己負担するなど、対価を求めない「無償」の形で行うものもあれば、活動にかかる交通費、材料費などの実費経費や市場の賃金よりも低い報酬を受け取るような「有償」の形で行われる場合もあります。

ボランティア活動を無償で行うか有償で行うかは、活動の手段として自由に選択できるものであり、必ずしも無償でなければボランティア活動には当たらないということではありません。

一方、「非営利」とは、無償、有償とは直接的に関係のない別の概念です。団体の活動の継続や拡大、組織を維持していくためには、利益を上げることも必要になります。その利益を団体の役員や会員などに分配せずに、新たな活動資金に充てていくことは「営利目的」には当たりません。

また、組織のスタッフに賃金を支払うといったことも、利益配分には当たりません。

(5) 協働の概念

協働とは、条例では、「市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割と責任を認識し、相互に協力して行動すること」と定義しています。

協働においては、同じ目標に向かって、それぞれが、それぞれの価値観や判断に従って自らの働きをすることで、それぞれが自立し、対等な関係でお互いの役割を果たすことが重要な点であると言えます。

2. 市民公益活動の目指すもの

(1) 市民公益活動の目指すもの

人々は、物質的な豊かさがある程度満たされたことで暮らしの質を求め、「自分らしさ」や「生きがい」また、自らの好みで選ぶ「楽しさ」などをより重視するようになってきました。

一方で暮らしを取り巻く社会の状況も変化し続けており、高齢化の急速な進展や少子化など、様々な地域課題や暮らしのニーズが生み出されています。また、防災への安全対策や近年の犯罪の増加などは、暮らしの基礎をなす安全・安心に対する人々の意識を高め、行政や事業者だけではなく、先駆性や多様性、創造性といった特性を持ったボランティアや市民公益活動団体による地域課題に対する新たな展開が求められています。

市民公益活動は、次代を創る新しい知恵と行動力によって、多様な市民公益活動が活発に展開され、市民公益活動団体や事業者、行政が新しいパートナーシップを築き上げ、これらの活動を通じて互いに相手のことを思いやり、誰もが暮らしやすい、自分の住んでいるところに愛着の持てる地域社会の形成を目指していくものです。

(2) 協働型自治への転換

新しい時代の到来により、市民のニーズはあらゆる分野で多様化しており、新しい社会サービスの開発・発展を必要としています。

一方、地方自治体の財政は危機的な状況になっており、財政規模を縮小していかなくてはならない状況の中、従来型の行政サービスのあり方ではこの難しい時代を乗り切ることはできなくなっています。

ボランティア活動やNPOといった市民が主体となった市民公益活動が、活発化することにより、市民が住民自治の主役となり、新しい社会的サービスの提供主体として、また、その活動を通じた新しいコミュニティの担い手として大いに期待をかけられています。

これからのまちづくりにおいて、市民主体の豊かで生き生きとした地域社会を築くためには、市民公益活動団体が行政、事業者に続く新しい社会サービスの担い手として、市民公益活動を活性化していくことが大切です。

また、多様な人々が役割分担により公の領域を支える、真のパートナーシップに基づく協働型自治への転換を進め、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる市民主体のまちづくりを実現していくことが必要です。

Ⅱ 具体的な施策について

1. 市民活動支援センターの機能充実

現在の市民活動支援センター（以下、支援センター）は、既存公共施設を利用して開設しており、初期の段階として公設公営で運営しています。

開設以来、利用者が年々増加していますが、今後の市民活動の拡大や市民活動団体の増加に対応し、様々な需要に応えるためには、より一層支援センターの機能充実を図る必要があります。

(1) 設置場所について

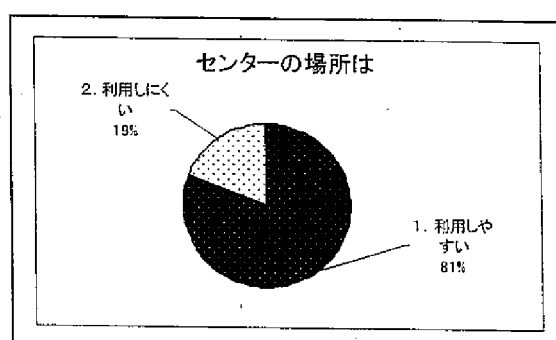
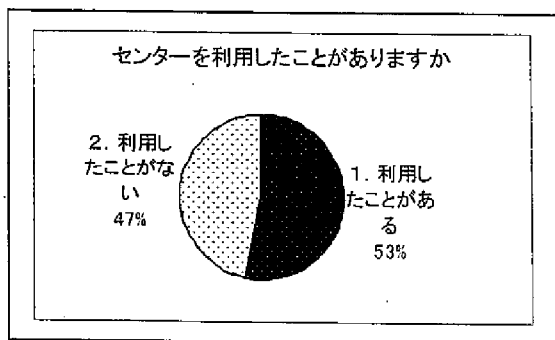
①（仮称）名張市市民情報交流センターへの設置検討について

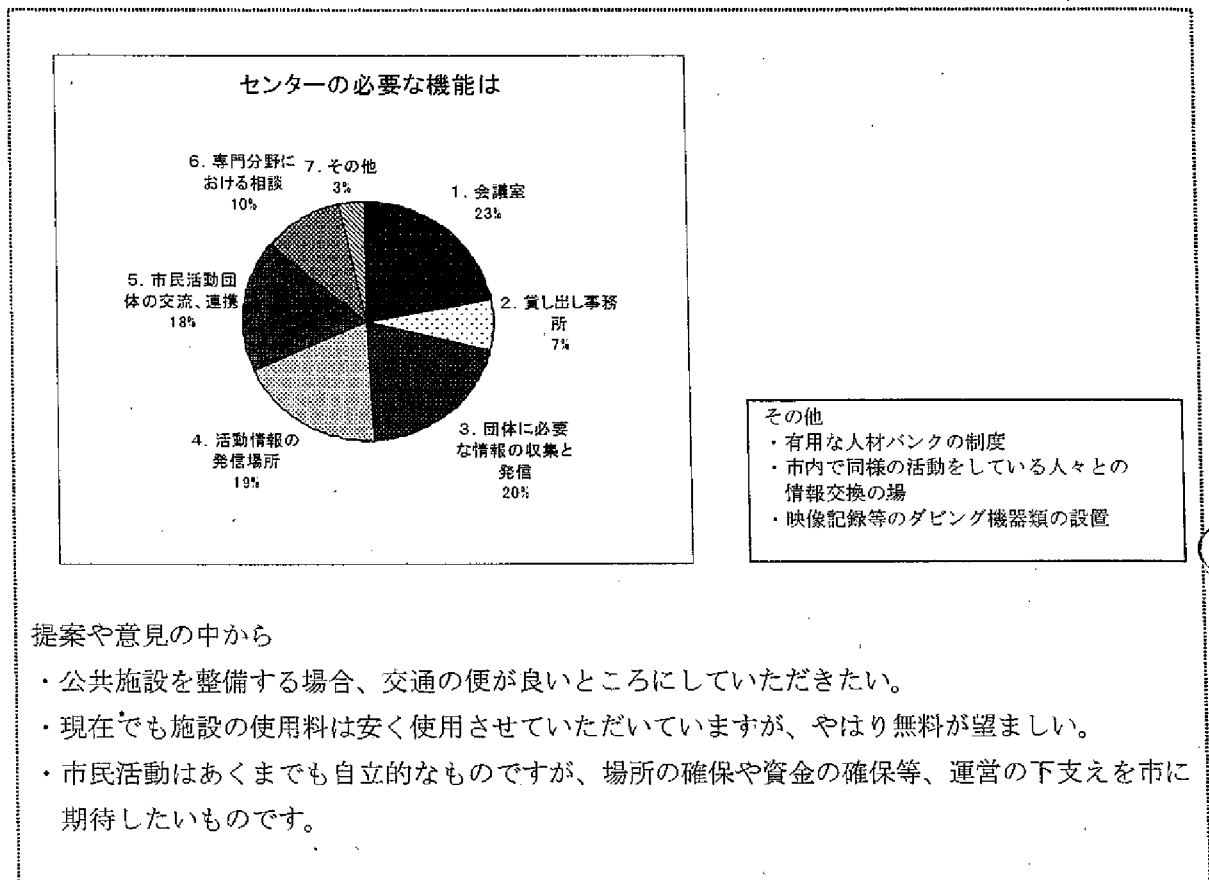
アンケート調査によると、現在の支援センターの場所については、使いやすいとの声が多くある一方で、駅や市街地から離れているため、車がないと利用できないとの声もあります。

また、活動のための会議室の整備や団体の活動情報の発信場所としての機能が求められています。

- ・ 現在計画中の（仮称）名張市市民情報交流センターに支援センターを設置することにより、駅や市街地からも近く、駐車場も確保でき、また、会議室を併設することにより、より利便性の高い支援センターとすることが出来ると考えられます。
- ・ また、立地条件が駅前に近いことから、人の行き来や交流も多く望め、現在課題となっている情報を発信していく面からも、情報交流の拠点施設として大きく期待ができます。

☆ アンケート調査から





(2) 運営体制について

① 市民主体の組織運営について

アンケート調査によると、「市民活動団体の交流、連携を進めるような機能」や「活動の専門分野における相談の総合窓口的な機能」が求められています。

また、知識を蓄積し、より専門的な相談に応じるためには、市民活動に精通した意欲ある人や団体が支援センターの運営に長くかかわることが必要です。

- ・ 市民活動が市民の自主・自立を基本とし、市民感覚で運営や事業を実施することが理想であることから、将来、自立した市民主体の組織が支援センターを運営するべきであると考えます。

② 支援センター運営にかかわる優秀な人材の確保について

アンケート調査によると、支援センターに求められる機能などの多くは、支援センターの運営に携わる事務局、あるいは職員の能力に関わっています。

また、現時点では、支援センターの運営を受託できる適当な市民活動団体が存在しません。

- ・ 支援センターの運営に関心のある人にボランティアで参画できる仕組みづくりや、市民活動団体リーダー養成講座などの研修会を通じて人材育成を図り、優秀な人材の確保に努める必要があります。
- ・ また、将来的には、こうした参加者が核となり、支援センターの運営が担える団体に成長することも期待できます。

アンケート調査（提案や意見の中から）

- ・ 活動団体との窓口になるところが、具体的な活動内容を把握せず、事務的対応になってしまう傾向がある。もっと専門的にその役割に従事する人を1～2年でなく、長い期間の配置が必要。

(3) 組織運営へのサポート

① 発展段階に応じた支援

- ・ 市内の市民公益活動団体には、組織を立ち上げ活動を始めかけた初期段階の団体から、NPO法人化を図りある程度基盤が定着している団体まで、様々な団体が存在しています。
- ・ 支援センターでは、初期段階の団体が安定した組織活動へと発展していくために、団体の発展段階に応じた必要な専門知識、技術の習得、資金調達やマネジメント力の強化などの学習機会を提供していくことが必要となります。
- ・ また、新しい時代の到来により、市民自らが自己責任のもと社会問題を解決するといった自治意識のあり方が重要となります。
- ・ 市民公益活動が自主的・主体的に取り組まれ発展していくためには、自治意識の向上につながる学習機会の提供が必要です。
- ・ これらの学習機会を利用しながら人的交流を促進することも重要です。

発展段階	活動状況	支援内容
種まき期	賛同者を集め、自立的な市民活動団体を目指している段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動の啓発 ・ 自治意識の学習機会の提供 ・ 活動団体のPRへの支援
若葉期	組織化しているが、まだ継続的・安定的な活動の実績を積み上げている段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織マネジメント講座 ・ リーダーシップ研修 ・ 専門的技術の習得機会の提供 ・ 情報交換会や交流会の開催 ・ 相談事業

成長期	継続的・安定的に組織活動を継続し、次のステップを目指している段階	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート、マッチング事業 ・法人化への支援事業 ・税務、労務研修 ・企業などの助成事業の紹介
自立期	専門性を生かした継続的・安定的な活動の領域をさらに広げていく段階	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度などによる行政からの委託事業の推進 ・行政、事業者などとの協働事業への環境整備

② 相談窓口の充実

組織が活動を継続していく上で乗り越えていかなければならないものに、活動のマネリ化があります。組織を活性化し活力ある活動を展開していくためには、常に専門分野の追求とワンランク上の目標設定が大切です。アンケート調査からも、支援センターに、活動専門分野における総合的な相談窓口の機能が求められています。

- ・ 団体がより専門性を目指していくことができるための、総合的な相談窓口の体制づくりが必要です。
- ・ また、市民公益活動の調査・研究を行い、市民公益活動の動向をつかむことが必要です。

アンケート調査（提案や意見の中から）

- ・ 各種団体、グループ同士の(異業種を含め)交流を深め、成果を上げるための橋渡し役が必要。
- ・ 市民公益活動実践事業を始めとする資金的な支援をお願いします。また、運営面での様々なノウハウ、情報の提供、指導なども引き続き必要かと思う。
- ・ 運営するにあたっての相談ができ、他団体との交流やアドバイスを受けられる場が必要である。

③ 地域づくり委員会との連携

市内には、14の地域づくり委員会が組織され、市民主体による地域課題への取り組みが展開されています。市民活動団体と地域づくり委員会がお互いに連携・協力し合い、役割分担による活動は、専門性・効率性を高めると共に役員の負担の軽減にもつながります。

- ・ 市民活動団体、地域づくり委員会を活性化していくためのサポート機能が必要です。
- ・ また、市民活動団体の活動の場は、地域とのつながりが非常に深いことから、お互いを結びつけるコーディネートの機能も重要となります。

(地域づくり委員会との連携事例)

- ・ なばり赤目・梅の会……赤目滝フェスタ
赤目滝をテーマに、地元・地域づくり委員会、観光協会、NPO団体などと共催。年々協賛者が増え一大イベントへと発展。
- ・ 春を呼ぶ会……初瀬街道、行灯のまちづくり事業
地元や地域づくり委員会と協働し、行灯を作ることからはじめ、年間を通して行灯のまちづくりが展開されている。
当初は旧町だけでの取り組みであったが、H18年より美旗地域へも呼びかけ広がりを見せている。

(4) 情報の収集と発信

①市民活動支援センター新規ホームページの開設について

アンケート調査によると、「団体の活動に必要な情報の収集と発信」や「自分たちの活動情報を発信できる場」が求められています。

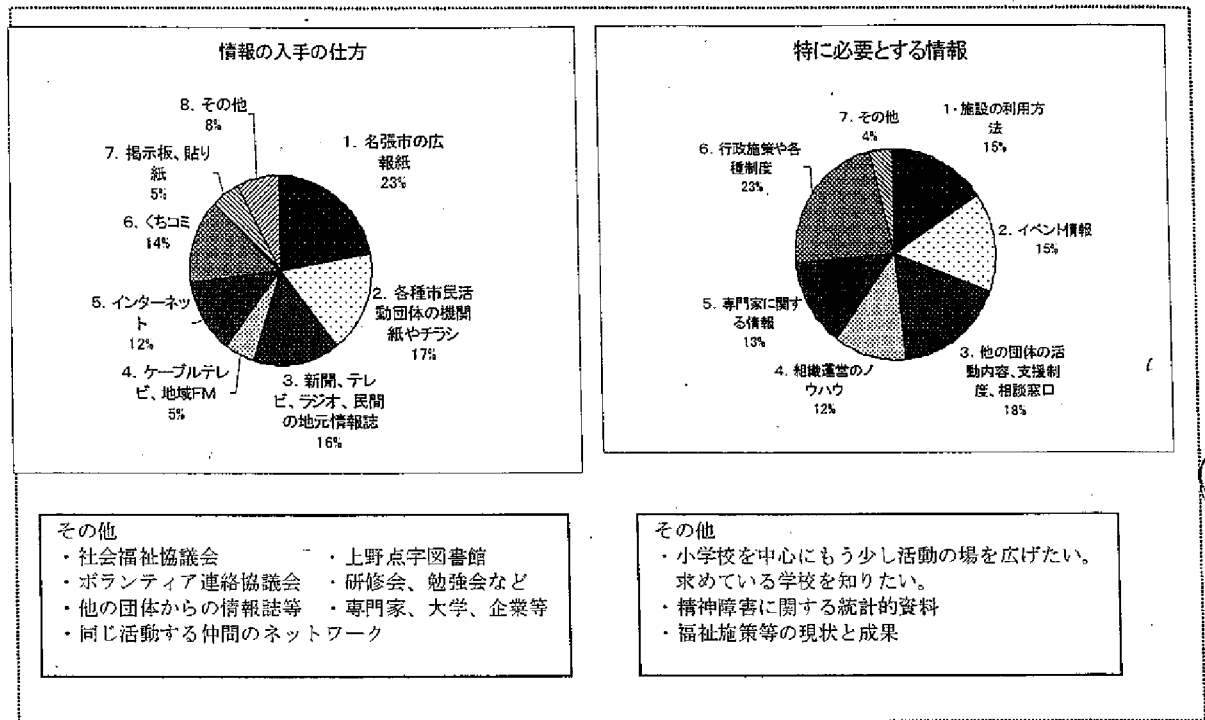
- ・ 平成19年4月に支援センター独自のホームページを開設・公開しましたが、市民公益活動団体が必要とする情報の収集と提供はもとより、団体の活動情報を発信できる環境整備が必要です。

②市民活動団体登録制度の調査、検討について

アンケート調査によると、「他団体との交流」や「どんな活動団体がどのような目的で活動しているかの把握」などが、市民公益活動団体への情報提供や団体と団体を結びつける要素で重要となります。

- ・ 現在まで、初期の段階ということで団体の登録制を引いていませんが、利用者も年々増加している中で、登録制度を導入し、市民公益活動団体を把握することが必要となっています。
- ・ そのことにより、市民公益活動団体の交流を促進するための場を作ることや、市民や他の市民公益活動団体への情報提供が、迅速に的確に行うことが可能となります。

☆ アンケート調査から



アンケート調査（提案や意見の中から）

- ・ 市のホームページに、市民活動団体が持ち回りで記事の掲載を担当することにしてはどうか。
- ・ 市民活動団体の活動情報、団体の紹介などをわかり易く、市民の方々に広く伝えてほしい。名張市での活動に積極的に参加するためにも、事前にイベントや行事等の情報をいただきたい。
- ・ 市行政は、どんな活動団体がありどのような目的で活動しているのかを把握し、コミットしていけるのか。ボランティア団体を安価な労働を提供するものとして捉えるのではなく、より質の高いサービスを提供するための協働連携団体として、お互いにとって良い関係をつくり上げていきたいと思います。
- ・ 市民活動団体と一口に言っても各種あり、その内容把握は行政も難しいと思いますが、ジャンル別に地域別にどのような団体があるのか、適確に把握する必要があると考えます。

2. 市民公益活動への参加・参入の機会づくり

(1) 市民公益活動への参加の機会づくり

① 市民公益活動の情報提供の場づくり

市民公益活動団体が継続して活動するためには、自分たちの活動が社会的に認められ市民から関心をもたれることが大変重要であります。市民公益活動団体の活動情報がより市民に得られやすくするための環境づくりは、行政の役割としても求められています。

また、市民公益活動やボランティア活動に意欲や関心のある市民が、自主的・主体的に市民公益活動団体と関わり、幅広い協力関係が生まれるような仕組みづくりを進めていかなければなりません。

市民公益活動の情報発信のシステムづくり

- ・ 市の広報紙などで市民公益活動団体の活動内容を定期的に紹介することは、活動者の顔が見え有効な方法であると考えられます。
- ・ 市民が公益活動に参加する機会の第一歩は、まずイベントや行事への参加からだと思われま。行政や市民公益活動団体のイベント情報を収集できるシステムづくりと、その情報をわかりやすく整理して提供することが必要となります。
- ・ 発信方法 …… 紙媒体による発信（情報掲示板、情報誌、チラシ）
市や支援センターのホームページからの発信
- ・ 市の公共施設や事業者との連携
情報発信する場所は多いほうがより効果的といえます。公民館をはじめとする公共施設が連携し、効果的な情報発信に努めていくとともに、市内の大型店やコンビニエンスストアなどとの協力による情報発信の場づくりに取り組んでいく必要があります。

② 交流の場づくり

アンケート調査からの市民活動団体における人材面での課題では、多くの団体が、メンバーの固定化などへの悩みを抱えています。市民公益活動団体と市民、また団体同志、事業者など様々な人たちが出合い結びつく場づくりが行政に求められています。

市民公益活動やボランティア活動をしたい人や団体との交流の場づくり

- ・ 市民公益活動団体の活動発表の場づくりや、市民公益活動の講座を利用した交流会の開催など、積極的な場づくりが必要です。
- ・ また、市民公益活動やボランティア活動をしたい人たちと市民公益活動団体を結び

- つけるコーディネート機能が、行政・支援センターに求められています。
- 市民活動団体やボランティア団体などによるフォーラムの開催も有効な手法です。

③ 市民活動に参加しやすい仕組みづくり

アンケート調査からの団体が抱えている課題には、メンバーが増えない、固定化、減少などメンバーへの不安が62%寄せられています。それに伴う活動のマンネリ化、参加者の減少や高齢化が課題となっています。

市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくためには、若い世代から高齢者まで、老若男女を問わずに市民活動に参加しやすくなる仕組みづくりを、市民活動団体、行政が共に考えていかなければなりません。

若い世代が市民活動に参加しやすい仕組みづくり

市内では、こども支援センター「かがやき」や公民館を拠点に、多くの子育てサークルが活動しています。中でもこども支援センター「かがやき」では、その登録団体による連絡協議会が設置され、双方の協力体制のもと、子育てに関する情報交換会や研修会を開催し、子育てや家庭教育の悩みなどの問題解決のための取り組みが展開されています。

子育てサークル連絡協議会加入団体数	7団体
独自で活動されている団体数	約15団体

若い世代との連携や幅のある市民公益活動を展開していくためには、若い世代が参加しやすい仕組みづくりが必要となります。

- 子育てサークル連絡協議会などと、若い世代が市民活動に参加しやすい環境づくりについて、協議の場を設けていくことが必要です。
- 講演会やイベント、市民活動において、託児の受け入れ体制を備えていくことが求められています。
- 託児ボランティアが活動しやすい環境づくりが必要です。

現役世代が市民活動に参加しやすい仕組みづくり

平成19年度9月に市が実施した市民意識調査によると、86%の人が、市民活動などまちづくりへの市民参画が必要だと答えています。

定年後、すぐに地域活動や市民活動に参加することは難しいものです。現役時代から市民活動などへ積極的に参加し、その下地づくりを行っておくことが大切です。

- 現役世代が参加しやすい曜日や時間を組み入れるなどの工夫が必要となります。
- 役員などの責任や負担を減らし、誰でもが気軽に担当できるような組織体制と相互理解が重要です。
- ボランティア休暇の弾力的な運用を事業者などに働きかけていくことも大切です。

団塊の世代の地域社会参加の促進

名張市では約5000人余りの人々が、団塊の世代として、ここ数年間で人生のセカンドステージへと移行します。

退職される多くの方は、余暇を、今まで培ってきた技術や知識を生かしながら、趣味や自己実現、ボランティア活動や市民活動に充てたいと考えています。

団塊の世代の人々が、色々な分野において活躍でき、地域社会に参加できる仕組みづくりが求められています。

- ・ 市民活動団体やボランティア団体の情報提供や、活動したい人と団体を結びつけるコーディネート機能と相談体制が必要です。
- ・ 今まで培ってきた経験やスキルを生かすことができるための講座開設などが必要です。
- ・ 生涯現役社会を目指した活動メニューの策定と啓発が必要です。

④ 生涯現役社会を目指して

日本人の平均寿命は約80年と長寿化し、現役を引退してからの生活が極めて長くなっています。これからの新しい時代を生き抜くためには、引退後も各個人の意欲と能力に応じた自己実現を目指したボランティア活動や市民活動に従事するなどの、生涯現役社会を実現していくことが重要となります。

自己実現をめざして

- ・ 高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技術を地域団体の運営や活動に生かせることは、コミュニティの再生や地域社会の活性化に結びつく大きな資本となります。
- ・ 高齢者が常に技術の向上に挑み、その成果を若い世代に伝えることは、社会の一員としての役割を実感することにつながります。こうした自己実現に向けた活動が活発化する社会システムの構築が必要です。
- ・ 生涯現役社会を促進するためには、各個人に応じた適切な情報の提供・相談とマッチング等の仕組みづくりが重要です。さらに、こうした仕組みを市民活動団体が自主的につくっていきけるような支援制度の整備が求められています。

市民活動へ参加しやすい体制作り

- ・ 生涯現役社会を実現していくためには、現役中からボランティア活動や市民活動などに積極的に参加することが大切となります。
- ・ ボランティア休暇の充実や活用しやすい環境づくり、また、職場を上げての社会貢献活動に対する理解と支援体制など、事業者に働きかけることが重要です。

社会貢献活動を促進していくために

- ・ ボランティア活動をはじめとする市民活動の多くは、労働環境とは異なり、地域の共助の関係の中で支えられてきました。

- ・ ボランティア活動などの社会貢献活動を広く普及していくためには、無償による活動だけにとらわれず、賃金を得て行う活動であっても、それが一般の賃金よりも低額でありボランティア活動を意図して行われるものであれば、社会的に認知される仕組みづくりが必要です。

⑤ 市民公益活動への意識の醸成と啓発

市民公益活動を促進し、市民参加によるまちづくりを進めるためには、まず広く市民への意識の醸成と啓発が必要となります。市民公益活動に対する理解を深め、自分たちが参加して市民公益活動団体を支えていく社会の構築のため、さまざまな機会を通じて市民意識の高まりを促していくことが重要です。

市民公益活動やボランティア活動の推進講座の開催

- ・ 市民公益活動やボランティアの講座・フォーラムなどの開催が必要です。
- ・ 市の広報紙などで「新しい公」の担い手としての市民公益活動への理解を深めることも必要です。
- ・ 「ケーブルテレビ」などで、市民公益活動についての討論会などを企画・放映することも有効な方法と考えられます。

⑥ 各種学習機会の提供

市民公益活動への参加を促していくためには、まずは市民が市民公益活動を体験し、その楽しさや充実感を実感する中で、その地域に果たす役割の重要性について認識する機会を提供することが重要です。

各種学習機会を通じて、地域における相互扶助や市民公益活動に対する意識を向上させることが重要です。

学校教育における取り組み

- ・ 小・中学校でボランティア活動を体験する機会が必要です。
- ・ 高等学校において、単位習得科目として社会奉仕活動を定めたり、ヘルパー資格の習得講座などを設け、生徒が市民公益活動に参加する素地づくりが大切です。
- ・ 地域の人々が、学校教育ボランティアとして、総合学習などの教育課程に参加する仕組みづくりを備えることが必要です。

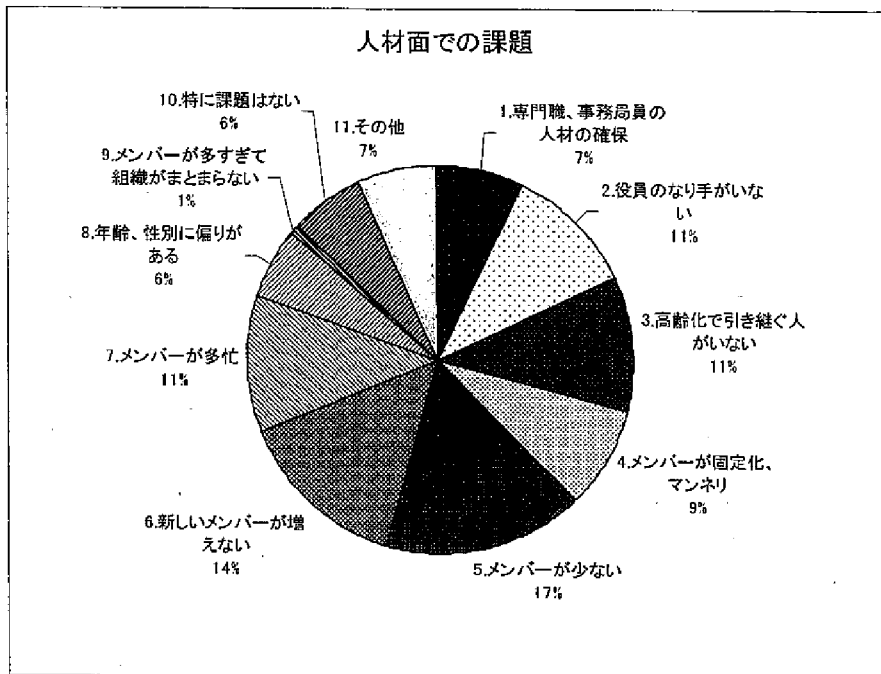
各種学習機会を通じた協働のための基盤づくり

- ・ 各種教育機関におけるボランティア活動への学習機会や生涯学習の場を通して、ボランティア活動や市民公益活動のネットワークづくりを進め、協働のための基盤づくりを図る必要があります。

☆ アンケート調査から

問5 貴団体の活動における課題等についてお伺いします。

(1) 貴団体が活動していく上でどのような課題がありますか。(〇はいくつでも)



(その他の回答)

- ・ 個々人の都合で活動日が定まりにくい
- ・ 定年退職の人たちは現職時代のなごりがあるので、運営に工夫が必要
- ・ 役員とメンバーの間に意識のズレがある。意識疎通を取りにくい
- ・ 市全域に団体(メンバー)がいるため、団体間の連絡や意思の決定に時間がかかる
- ・ まちづくり委員会との連携が密になるといいのだが
- ・ どうしても代表一人に負担がかかる
- ・ 若年層の増加による活性化

○ 名張市への提案等

- ・ 各種団体、グループ同士の(異業種を含め)交流を深め、より良い成果を上げるための橋渡し役を押し上げてほしい。
- ・ 市民活動団体の活動情報、団体の紹介などをわかり易く、掲示や広報などで市民の方々に広く伝えてほしい。名張市での活動に積極的に参加するためにも、事前にイベントや行事等の情報をいただきたい。
- ・ 市民活動に対する理解度のアップに努める。(有償ボランティアと無償ボランティア、人件費の取り扱いに関して、地域性と専門性)
- ・ 各団体相互の交流を行なえるようにすること。

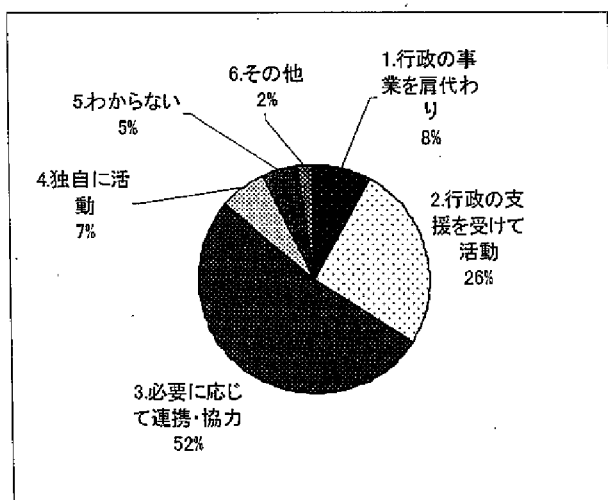
(2) 公共サービスへの参入の機会づくり

① 協働事業を推進するために

アンケート調査からの行政との関わり方については、「必要に応じて連携・協力していきたい」が52%と過半数を占めています。市民公益活動団体が「新しい公」の担い手として、行政をはじめとする様々な主体と「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を進めていくためには、その協働の原則を明確に踏まえておく必要があります。

☆ アンケート調査から

貴団体は市行政と今後どのようにかかわっていきたいですか。(〇は1つ)



市民公益活動と行政との協働の原則

市民公益活動団体の活動原理は、自発性・自立性を基礎とするもので、この活動原則にのっとり、行政の公平・平等の原則と協働して公益活動を推進する際に留意すべき協働の原則として、次のとおり整理します。

○ 対等の原則

行政とともに公共の領域を担うという市民公益活動の展開にあたっては、上下ではなく横の関係にあることを相互に認識し、それぞれの主体性のある意志に基づき協働する中でそれぞれの特性が発揮できる対等の関係を築くことが重要です。

○ 相互理解と相互尊重の原則

市民公益活動団体と行政の相互がその特性を十分に認識・尊重し、双方の共通理解を深

めつつ、目標の共有と施策の展開を通じて相乗効果を生み出すよう努める必要があります。

○ 補完性の原則

市民公益活動団体と行政は、その特性を生かしながらそれぞれに期待される役割を担い合うことが重要です。また、市民公益活動団体が担うことができる公共サービスについては積極的に市民公益活動団体に委ねたり、市民が創造する公共サービスを優先させたりするなどの配慮が必要です。

○ 公開の原則

市民公益活動団体と行政との協働による活動は、市民からの社会的評価が問われることから、常に広く市民の理解を求める活動が必要であり、多くの人々の共感や支持を得るためにも、その活動や運営内容が積極的に公開、共有されるなど、透明性と説明責任をもつことが必要です。

○ 自立の原則

市民公益活動の特性を発揮する上で、市民公益活動の自主性・主体性が確保されることが求められます。

行政との協働を進めるにあたって市民公益活動の特長を生かすためには、市民公益活動団体がさらに自立を進め、協働できるための力を蓄え、行政に依存する体質に陥らない促進策とすることが必要です。

② 提案公募型事業の活用

現在、名張市が実施している提案公募型委託事業は、市民公益活動団体の公共サービスへの参入の機会づくりとして有効な方法といえます。

今後は、次のような視点に注意を置きながら進めていくことが大切です。

- ・ 団塊の世代がリタイヤし地域デビューが始まることから、これらへの受け入れの側面と、更なる市民公益活動団体の底辺の広がりにつながるような視点。
- ・ 地域づくり委員会や事業者、団体同士の連携が促進できるような視点。
- ・ 協賛金や会費を集めるなどの自主努力が多く認められる団体ほど多くの支援をするマッチング・グラント制度の視点。
- ・ 提案公募型委託事業がより充実し公共サービスが提供できるようにしていくためには、まちづくり推進室が行政の窓口となり、所管室との連絡調整やコーディネートを行うことが重要となります。

③ 委託事業の推進

委託事業を促進していく必要性

- ・ 行政サービスへの住民満足度は、要求の多様化、高度化により、行政だけですべてを満たすことは不可能な時代となっています。

- ・ 市民公益活動団体は、それぞれの分野における専門性、効率性を持った団体が多く、委託事業を進めることで、公共サービスの高度化・多様化、満足度の高いサービスの提供が可能になります。
- ・ 行政が行う公共サービスを市民公益活動団体などに委ねることは、公共分野における独占的な提供体制から離れ、多様な供給主体を多く生み出すことになります。また、このことは、行政のスリム化にもつながります。

委託に関する考え方を整理する

- ・ 委託事業を進めていく前に、まず、現行の「直営」「補助」「委託」の区分を見直すことが必要です。
- ・ 行政が実施している事業の中に、市民公益活動団体への委託が望ましい事業がないかどうか、また、補助事業の中に本来は委託とすべき事業がないかなどの見直しが必要で
- ・ 委託事業の仕組みを進める中で、「委託自体をどのように使うのか」という視点と、行政がすべき領域は何か、市民公益活動団体に委託してやる領域は何か、また、市民公益活動団体と行政が協働してやる領域は何か、この3つの視点で整理することが必要です。

委託事業の意義

- ・ 委託事業は、地域が抱えている問題に市民公益活動団体が気付き、公共サービスの提供に直接関わることにより、地域課題を主体的に取り組もうとする気運を高めることにつながります。
- ・ 行政の担当分野とされていた領域の事業を、市民公益活動団体へ委ね、その創意工夫で具体的なサービスの提供を行うことで、行政から市民への分権化を進めることになります。
- ・ 市民自らが公共サービスの担い手になることで、自らの意志と自らの責任のもとで地域社会の課題を解決する経験を重ねることとなり、この過程を多くの市民が体験することで住民自治の意識醸成も期待できます。
- ・ また、公共サービスの実施を通じて市民公益活動団体の運営基盤などが強化されるなどの市民公益活動団体の成長が促進されます。
- ・ 以上のように市民公益活動団体への委託事業には多くの意義があることから、将来、地域における多様な公共サービスの提供主体として市民公益活動団体が育つことを期待し、政策的に市民公益活動団体への積極的な委託を促進することが必要です。

④ 情報の公開と共有

委託事業に関する情報提供について

- ・ 行政と受託者である市民公益活動団体とが、双方が対等な基盤を築くためには、行政情報を公開することが第一条件です。この行政情報は、市民から求められた時にだけ情報を提供するというのではなく、積極的にこれを開示・公開し、市民、市民公益活動団体と情報を共有することが大切です。
- ・ 協働を促進していこうということは、事業化を行う計画段階から事業情報を積極的に提供するとともに、事業委託先の公募を広く行うことも必要です。
- ・ また、公募情報とともに、審査結果も公表し、どの市民公益活動団体にどのような内容で事業委託がなされることになったかも、合わせて市民に報告する必要があります。

⑤ 事業評価システムの導入

- ・ 名張市では、本年度より、「市民の視点」、「経営の視点」などの観点から、事務事業の改善・見直しを行い、市民満足度の向上を図る仕組みづくりとして、「名張市考査制度」が設置されました。
- ・ 考査制度は、市が行った事務事業の「内部評価」について、市民、考査委員会で事務事業の成果、必要性、有効性などについて「外部評価」を行い、事務事業の改善につなげていくものです。
- ・ 行政でやらなければならない事業、民間でやるほうがよい事業を整理し、適正な委託事業の推進を図ることが大切です。
- ・ 委託事業がどのようにして行なわれたのか、その効果はどうであったのかなど市民の立場から結果をまとめ評価を行い公開していく仕組みづくりが必要です。
- ・ また、予算枠内での公開審査、事後報告のシステムを導入するなど、受託からの自立、拡大、蓄積の効果の測定や検証を常に行うことができるような仕組みづくりが必要です。

⑥ 行政の推進体制づくり

庁内の総合的な推進体制づくり

- ・ 「市民公益活動」を促進し、協働を推進することは、全庁的に取り組むべき政策課題として認識し、担当室内の対応で完結することなく、必要に応じて他の部門と協力し合うことが大切です。
- ・ 同時に、各分野で取り組まれている市民公益活動団体との関わりの現状と課題を踏まえながら、協働の内容や制度について検討し、進行・管理する総合的な推進体制を確立することが必要です。

- ・ 協働を推進する主管室の役割と位置付けを明確にし、施策の立案や各室の関連施策を調整するなど、総合的で実効性のある取り組みが必要です。

庁内分権の推進

- ・ 行政は市民ニーズの多様化や財源不足などの問題から、公共サービスの全てを担うことに対する限界を自覚する必要があり、行政の専門性と資源の限界を補完するものとしての「市民公益活動」の存在を認識しなければなりません。
- ・ 行政は、これまで担ってきた公共領域の範囲と内容を、「市民公益活動」の参加・協力を前提に、見直し作り直していくプロセスの重要性を認識する必要があります。その過程で、「市民公益活動」と行政の公共領域における分担が決まっていきます。
- ・ 予算削減のために市民公益活動団体と協働するという発想ではなく、「新しい公」を共に拓くために「参加と協働」の視点に基づいた行財政改革と分業を進めるという決意と実行が必要です。

職員の意識改革

- ・ 協働型自治を確立していくためには、行政の総合的な推進体制を強化するとともに、担当職員の意識改革が必要不可欠です。
- ・ 協働は、従来の行政職員の形態を超えた新しい職務です。市民参加のまちづくり、協働の推進というのは、行政並びに行政職員を市民が評価するということにもなり、自治体の財産のひとつである職員の意識や行動、能力が問われることとなります。
- ・ 行政職員も地域に戻れば一地域住民です。行政職員自らが率先し地域活動や市民公益活動に参加し、住民とともに汗をかくことが職員の意識改革の原点といえます。
- ・ こうした活動を重ねることにより、市民と行政職員の信頼感が醸成されるものがあります。

3. 市民、市民公益活動団体、事業者および市の連携と協働の仕組みづくり

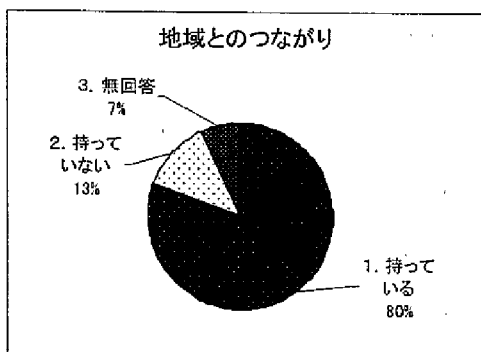
(1) 連携と協働の仕組みづくり

アンケート調査からは、多くの団体が地元とのつながりを持って活動していることがわかりました。しかし、団体が抱えている課題についての解決方法や、市民・市民活動団体との協働を進めていくために名張市に期待することや提案では、他の団体や市民との、あるいは世代間を越えた交流など、交流の場の必要性について多くの団体からの意見がありました。

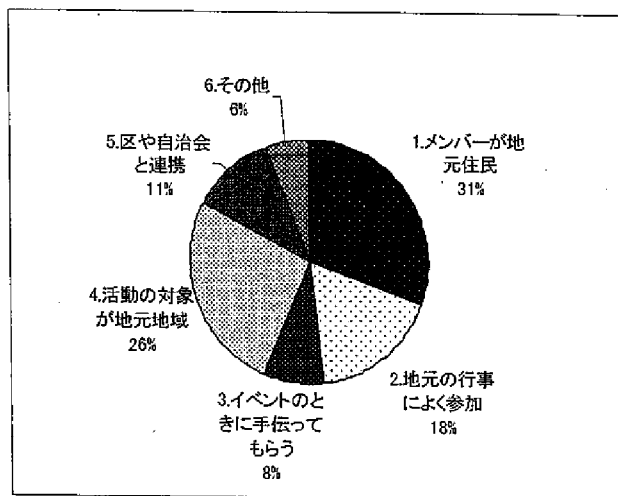
地域との連携・協力を深めていきながら、幅のある多様な主体との交流の場づくりやネットワーク形成などについて、取り組んでいくことが求められています。

☆ アンケート調査から

(3) 貴団体は、地元地域と何らかのつながりを持っていますか。



(3) - 2 そのつながりはどのようなものですか。



問5 貴団体が抱えている課題について、どのように解消していきたいとお考えですか。

- ・ 交流、関わりを深めるべく行動をしていく。
- ・ 世代間交流の大切さを訴えていきたい。
- ・ 新しい資金捻出方法の確立。
- ・ 運営資金が潤沢であれば人材の確保等が可能になる。そのためにも更に事業展開が必要と考えるが、活動場所や資金面で難しい現状である。今後、行政・企業など様々な団体と協力して打開していきたいと考えている。

- ・ 公益法人として、地域により貢献するため会費を値上げしたところです。しかし、限度があり理想的な事業を行なうには、他の団体や行政とのコラボレーションを推進したいと思っています。
- ・ 他の団体との交流を通じ、アドバイスをいただきたい。

問6 市民、市民活動団体との協働を進めていくために、名張市に期待することや提案等をお書きください。

- ・ 各種団体、グループ同士の(異業種を含め)交流を深め、より良い成果を上げるための橋渡し役を押し上げてほしい。

① ネットワークの形成

市民公益活動が発展していくためには、自分たちと異なった活動団体との出会いや幅広い情報交流の場が必要です。市民、市民公益活動団体、事業者や行政など多様な主体が横断的な連携・交流を図れるような機会を創出していくことが重要です。

多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

市民公益活動が継続的に行われていく過程において、様々な人、地域、団体同士をつなげるネットワークは、活動に新たな視点と発見をもたらします。また、地域に生活する市民の理解と協力を得ることは活動を円滑に進める推進力となり、同時に多くの市民を巻き込み、活動の発展につながります。

- ・ 市民、市民公益活動団体、地域づくり委員会、地域産業、観光、農林業や行政など、多様な主体間の連携・交流の場づくりと、ネットワーク形成に資する機会づくりが必要です。
- ・ 市民活動支援センターのホームページを基盤に、情報ネットワーク網の整備などを行う必要があります。

市民公益活動を支援する機関や団体相互の連携と協力体制づくり

三重県内では、事業者が不要になった事務用品などを子育て支援団体に無償で支援するネットワークシステムが、三重県の運営により開設され、現在、130の事業者と360の子育て団体が登録されています。

また、市内の大学では、地域との連携・協力を深めるため、まちなか再生やボランティア活動にと積極的な取り組みや研究がされているところです。

このような機関が有機的に連携・協力していく基盤づくりは、市民公益活動を後押しする意味で大変重要となります。

- ・ 市民公益活動団体を支援する各主体の情報収集を行い、事業者に働きかけていくことが必要です。
- ・ また、支援を实践される事業者と市民公益活動団体とのコーディネートを行う機能が必要です。
- ・ 市民公益活動団体を支援する各主体間のネットワーク形成について、調査・研究を行うことが必要です。

② 団体同士の交流の場づくり

市民公益活動団体がさらに飛躍していくためには、異なった団体同士との交流が有効であると考えられます。団体の活動は単独ではなかなか思うようには展開せず必ず壁にぶつかるときがあります。そんなとき異なった市民活動団体との交流により相互扶助が生まれ乗り越えられることも多くあると思われまます。

市民公益活動団体と行政、市民公益活動団体同士で人材交流をおこなう機会づくりを設けることが重要となります。

市民公益活動団体同士の交流の場づくり

- ・ 市民公益活動団体が集まる機会づくりを積極的に設けていく必要があります。
- ・ 市民公益活動団体に関するデータベースをつくり、誰でもアクセスできるような環境整備が必要となります。
- ・ 市民活動支援センターの企画事業などを利用して、交流の機会を設けるなどの工夫も必要です。
- ・ また、市民公益活動実践事業の報告会を参加団体以外にも呼びかけ、交流の場づくりを行うことも大切です。

③ 事業者の社会貢献活動の促進

近年では、事業者は経済的活動を行うだけでなく、企業の社会責任 (Corporate Social Responsibility - CSR) が求められ、営利のみを目的とするのではなく、豊かな社会づくりに貢献しようとする活動に取り組む事業者が増えてきています。

三重県NPOセンターのホームページでは、県内の事業者によるこうした取り組みなどの支援事業が紹介されています。

市民と事業者が、行政と共に支えあう協働のまちづくりを展開していくためには、事業者のこうした社会貢献活動は不可欠なものとなります。

事業者の社会貢献活動の促進

- ・ 社会貢献活動実践例の情報収集を行い事業者に働きかけていくことが必要です。
- ・ 事業者、市民公益活動団体、行政などの交流の場づくりが必要です。

- ・ また、^{*}マッチングギフトの手法を用いた事業者への社会貢献活動の働きかけも検討していく必要があります。
- ・ これらのことを展開していくためには、商工会議所などとタイアップしながら、企業貢献促進委員会を設置することも有効な方法と考えます。

(マッチングギフト)

- ・ 企業の構成員である社員とその勤務する企業とが共同して行う社会貢献のツールのひとつ。
- ・ いくつかのタイプがあるが典型的なものは、社員が自発的に行った寄付に対して、企業も上乘せして寄付をし(マッチング)、社員の社会への貢献を増額支持する仕組みで、企業による「上乘せ寄付」とも言われる。

④ 団体情報の公開

市民公益活動団体が開催する事業の紹介などは、広報なばりや支援センターホームページを通じて行われていますが、市民公益活動団体が積極的に他の団体と連携・協働を展開していくためには、団体自身の理念や活動内容を積極的に公開していく必要があります。

市民公益活動団体の情報の公開

- ・ 支援センターのホームページなどにより、団体自身の規約や活動内容、収支決算などを公開する仕組みづくりが必要です。
- ・ 市の実施している市民公益活動実践事業の実績・評価をよりわかりやすく公開していくことが必要です。

(2) 市民公益活動団体への自立支援に向けての取り組み

アンケート調査からの団体活動における運営面での課題については、

- ① 運営資金の確保 25%
- ② 団体の発信、PRが難しい 15%
- ③ 他の団体、行政との交流の場がない 11%
- ④ 活動場所の確保が難しい 9%
- ⑤ 認知度が低く支持を受けにくい 8%

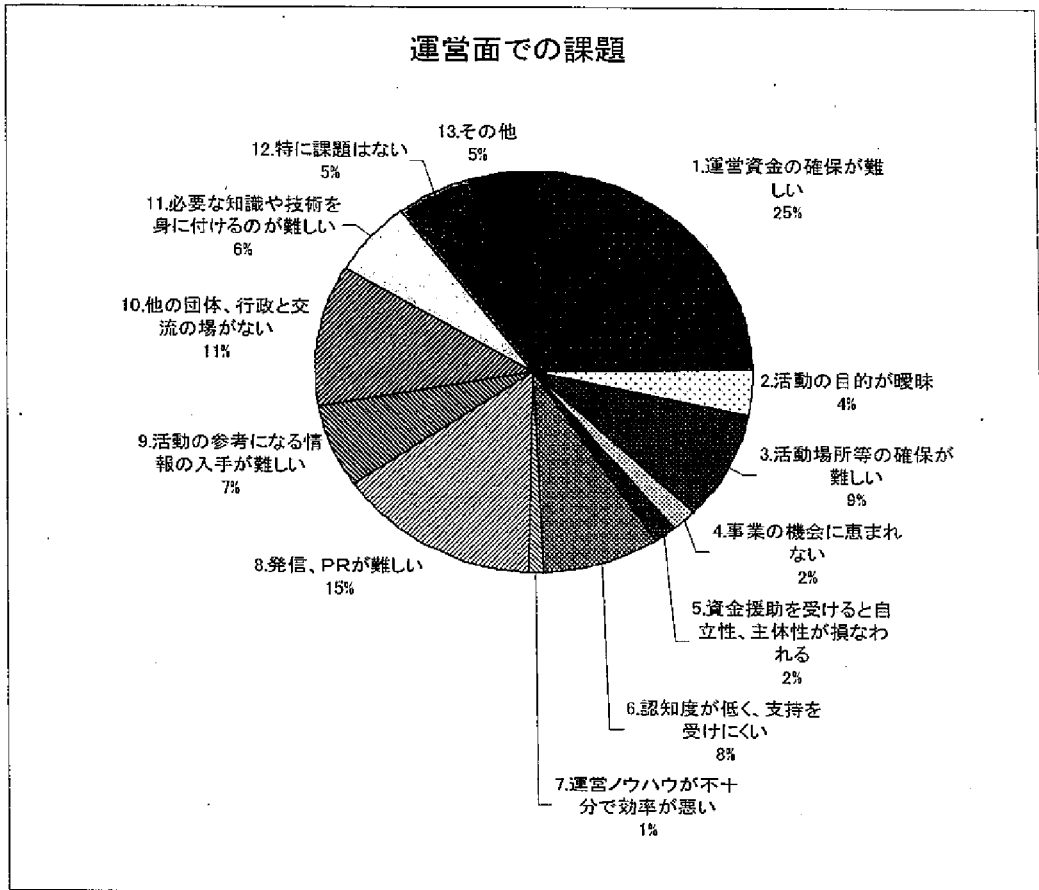
が、上位5を占めています。また、市民、市民活動団体との協働を進めていくために、名張市に期待することや提案では、活動場所の確保や活動資金への支援施策が求められているところでもあります。

市民公益活動が活発に展開され、「新しい公」の担い手として活動していくためには、これら課題に対しての支援施策が行政の役割として求められているところです。

☆ アンケート調査から

問5 貴団体の活動における課題

◎ 運営面について



問6 市民、市民活動団体との協働を進めていくために、名張市に期待することや提案等をお書きください。

- ・ 現在でも施設の使用料は安く使用させていただいていますが、活動を行なうのにはやはり無料が望ましい。
- ・ 市民活動保険を掛けていただくことで、安心した活動ができるように感じます。ボランティアをすることで経済的な負担が出てくる場合があります。ボランティア活動を活発にさせれないネックとなっていると思います。この点で何らかの支援策を考えていただきたい。
- ・ 市民活動はあくまでも自立的なものですが、場所の確保や資金の確保等、運営の下支えを市に期待したいものです。
- ・ 市民公益活動実践事業を始めとする資金的な支援をお願いします。また、運営面での様々なノウハウ、情報の提供、指導なども引き続き必要かと思う。
 今後は、行政と市民活動団体、企業と市民活動団体、市民活動団体同士などを結びつけたり紹介するといった調整役（コーディネート）も、担っていく必要がある。

① 市民公益活動に対する助成制度の検討

市民公益活動が「新しい公」の担い手である以上、その活動は市民によって支えられ、活動のための資源もまた社会的に供給・循環される仕組みが形成されることが望ましいのですが、市民公益活動が社会的に発展していく過程においては、行政が直接的または間接的に資金などを助成することにより、活動を促進することができます。

- ・ 助成制度は、あくまでも市民公益活動団体の活動が発展し、自立するための助走の支えとなることを目的とするものです。
- ・ このことから、各種助成が活動を自立的に継続し発展させる上で効果があったかという点については常に検証を行う必要があります。
- ・ 市民公益活動の多様性に応じた資金助成などの枠組みや様々な助成制度について、検討を行う必要があります。
- ・ また、助成制度は、一定の期間でその必要性、交付額などの見直しをおこなうと共に、サンセット方式の導入も検討する必要があります。

② 公共施設の利用の促進

市民活動団体の運営面における課題の中には、団体の活動場所の確保があげられます。

市内には、市民活動支援センターや公民館・市民センターと市民活動団体が利用できる公共施設が多く整備されています。市民公益活動団体がその多くが地域と密着した活動であり地域を拠点としていることから、これらの施設がより有効的に利用できる環境づくりが望まれます。

同様に地域にある学校施設についても、団体の活動拠点として利用することができないか、調査研究を行う必要があります。

また、地域づくり委員会と市民公益活動団体との連携・協力を促進していくためには、地域づくり委員会の運営組織に市民公益活動団体の受け入れ体制などへの理解も重要となります。

- ・ 市民公益活動団体が公民館・市民センターを使用する場合、公民館サークルと同様の年間予約の受付などの取り扱いが望まれます。
- ・ 市民公益活動団体が地域づくり委員会組織に参画できる仕組みづくりが重要となります。
- ・ 学校の余裕教室について、市民公益活動団体等が利用できる仕組みづくりを調査研究していく必要があります。

③ 民間の空き店舗や空家の利用について

- ・ 民間の空き店舗や空家については、面積、室数などをある程度確保することで、市民活動団体の事務所や活動場所として利用することも出来ます。
- ・ また、その様な場所を有効に活用することで、市街地の活性化が図れます。
- ・ 各種空き店舗などの情報提供の仕組みづくりが必要です。

④ 財源確保のための情報の提供とサポート

市民公益活動団体は、団体自身の理念や活動情報を公開することで透明性を高め共感者を得ることができます。団体が、事業者などから支援を得るためには、まず、自分たちの団体がどういった団体なのかを解ってもらうことからはじめなければなりません。

市民公益活動団体が安定してその活動を継続していくためには、財政的にも運営的にも自立するという観点が大切であり、財源確保の様々な選択肢を持つことや収益活動を行うなどにより自己財源比率を上げることなど、財源確保のための自助努力が必要です。

また、公募補助金の情報を得ることや補助金申請のための技術、財源を効率的に運営するためのノウハウなどへのサポートが必要となります。

- ・ 公募補助金制度などを積極的に情報収集して、市民公益活動団体に提供することが必要です。
- ・ また、補助金申請などへの事務的なアドバイスや財源を効率的に運用できるようマネジメントなどの研修が必要です。
- ・ 地域課題に取り組みその活動から収益を生み出していく、コミュニティ・ビジネスへの取り組みを促進する必要があります。
- ・ このほか、市民公益活動団体側の支援要望と市民や事業者側の支援申し出をつなぐ機会や場、啓発などの仕組みづくりが必要です。

⑤ 市民公益活動を促進するためのその他の環境整備

ア. 税制度を活用した促進策

名張市では、収益を伴わない特定非営利活動法人や人格なき社団（任意団体）に対して、法人市民税、軽自動車税の市税を減免対象としています。

他の自治体の中では、固定資産税や所得税法上の収益事業を行なっている団体も対象とした税優遇策を取り入れているところもあります。

市民公益活動をますます活発化していくために、これらの点について検討する必要があります。

イ. 資金支援制度の仕組みづくりについて

現在、三重県が進めている「新しい時代の公」の資金地域モデル事業は、市民公益活動団体への資金支援制度として取り組まれているところであり、県内でもこの制度に基づき「PANDAファンド」を導入したところが出始めています。

今後これらの動向や、また基金ファンド制度等の情報収集、調査・研究を進めていく必要があります。

※ PANDA ファンドとは、

- ・ Public And Nonprofit Center for Democratic Advocates の略称であり、「社会変革のための公益資源づくり」を意味します。
- ・ PANDA ファンドは、支援を希望するNPO団体を登録し、選考された団体だけが支援を受けることができます。
- ・ 寄付をする個人、企業は、その選考された団体の活動内容などを検討し、支援したい団体を選んで寄付をします。
- ・ 現在、三重県の立ち上げ支援を受けて、鈴鹿市と伊勢市の中間支援団体などで取り組まれています。

ウ. マッチングファンド制度や他の自治体の取り組み

- ・ マッチングファンドとは、本来、市民、事業者・行政が資金を持ち合い、より規模の大きい活動を実現させるために共同になって寄付や補助金といった資金を提供しあう制度で、最近では、大学と企業が資金を出し合い研究開発を行うなど、都市部で徐々に用いられている手法です。
- ・ また、全国の自治体では、地方分権社会に対応した新しい社会システムを構築するため、いろいろな取り組みが進められています。中でも、千葉県の市川市では、ボランティアやNPOなどの市民公益活動の育成・活性化や市民と市民公益活動団体の結びつけなどを目的に、市税の1%を充てる支援制度が行われています。
- ・ こういった制度や取り組みについて、調査研究を進めていくことが必要です。

エ. ボランティア活動、市民公益活動の顕彰制度の創設

- ・ 市内では、多くのボランティアによる市民公益活動や地域活動が展開されています。
- ・ 多くの団体では、その活動の継続性や元気づくりに苦慮しているところです。
- ・ ボランティア活動を活性化し継続していくためには、これらの活動に対しての顕彰制度の創設などについても必要があります。

名張市市民公益活動促進委員会 委員名簿

	氏 名	備 考
市 民	水 本 博 子	公募
	吉 原 紀 代 子	公募
	津 内 定 夫	公募
市民公益活動団体関係者	中 西 崇 雄	公募(特定非営利活動法人 地域と自然)
	宮 崎 秀 生	公募(春を呼ぶ会)
	飯 田 一 恵	公募(名張市子育てサークル連絡協議会)
事業者	中 子 統 雄	株式会社 アドバンスコープ 代表取締役会長
学識経験者	中 川 幾 郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授
	建 部 久 美 子	皇學館大学社会福祉学部助教授
市の職員	山 口 伴 尚	健康福祉部長
	増 岡 孝 則	教育委員会教育次長
その他市長が適 当と認める者	金 井 弘 子	三重県男女共同参画推進員

資料 名張市市民公益活動促進検討委員会開催の経過

第1回 平成18年2月20日

- 内容
- ・ 委員の委嘱、委員長の選出
 - ・ 市民活動推進の取り組みについて
 - ・ 今後の予定

第2回 平成18年8月31日

- 内容
- ・ 市民公益活動実践事業の今後のあり方について
 - ・ 市民公益活動における促進諸施策のあり方について

第3回 平成18年10月30日

- 内容
- ・ 市民活動支援センターの機能の充実に向けて
 - ・ 組織運営に必要な情報の収集と提供
 - ・ 組織運営の技術力の向上

アンケート調査の実施 平成18年12月

- ・ 市内の市民公益活動団体へアンケート調査を実施
- ・ 163団体（回答90団体 回収率55%）

第4回 平成19年2月6日

- 内容
- ・ 市民活動支援センターの充実について
 - ・ 市民公益活動への参加・参入の機会づくり

第5回 平成19年8月6日

- 内容
- ・ 市民、市民公益活動団体、事業者および市の連携と協働の仕組みづくり

第6回 平成19年11月14日

- 内容
- ・ 名張市市民公益活動の促進に関する諸施策（案）について
 - ・ 平成20年度市民公益活動実践事業について

名張市市民活動支援センターの現状と今後のあり方について（案）

1. 名張市市民活動支援センターの経過

(1) 市民活動支援センターの設置

平成16年3月に制定された、名張市市民活動支援センター事業実施要綱に基づき、名張市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、4月に公設公営で、名張市勤労者福祉会館内に開設しました。

支援センターは、名張市におけるさまざまな市民公益活動を促進するという基本的な視点に立って取り組むべき施策のひとつとして、開設されたものであり、市民公益活動の主体性と創造性を損なわず、側面から支援する場所となることから、初期機能として、

- (1) 自由に打ち合わせや交流のできるフリースペースの確保
- (2) 活動を支援するためのパソコン・簡易印刷機・紙折り機及びメールボックス等の設置
- (3) 市民公益活動に関する書籍、資料・各種団体の情報等を得られる場の整備
- (4) 関係機関と連携する中で活動のさまざまな相談への対応
- (5) 活動に関する学習機会の提供などの機能を担ってきました。

支援センター事業を開始する段階においては、将来に向けてあるべき姿を展開しつつ、まず公営で出発し、引き続き市民との協働による検討を進めながら、その機能の充実を含めて自主・自立の市民運営の実現に取り組んでいくことにしました。

(2) 市民活動支援施策と支援センター

平成16年11月に策定された、「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」に基づき、支援センターは、市民公益活動団体の能力を高め、その自立を促進しながら、質の高い活動の展開を育成・発展させるとともに、市民が気軽に利用することで、活動に対する市民意識の向上が図れる拠点として整備してきました。

(3) 新たな拠点である「名張市市民情報交流センター」の開設

本年6月に、名張駅前オープンした名張市市民情報交流センター内に支援センターを移転し、「新しい公」の担い手となる地域組織や市民公益活動団体の活性化を図るとともに、同時に市民情報交流センターに開設された「名張市男女共同参画センター」及び民間組織である「名張市人権センター」と連携し、各種調査研究や情報提供などを実施し、更なる機能向上を図っていくこととしています。

また、名張市市民情報交流センターには、交流コーナー、作業ルーム、相談室などを設置し、新たな市民公益活動の拠点として、また、市民や地域の皆さんの情報交流の場として期待されています。

(4) 支援センターの役割の変化

これまでの支援センターでは、市民公益活動やボランティア活動を始めたい人に他の市民公益活動団体の活動を紹介したりするなど、初期の市民公益活動の支援、団体の活動の場として機能してきました。

しかし、近年、支援センターでは、市民公益活動に対する専門的な支援や広域的な視野での支援が重視されるとともに、地域の課題解決をミッションとし、市民公益活動団体と地域組織両者の支援を行うなど、支援センターの役割も大きく変化してきています。

(5) 支援センターの公設公営での運営

平成16年（開設当初）の運営スタッフは、週4日の再任用職員1名と週3日勤務（週25時間程度）の嘱託員2名の計3名による勤務シフトで業務を行ってきました。

その後、平成18年7月からは、基本的に7時間勤務の臨時職員1名及び正規職員が週3日程度の勤務により支援センターを運営してきました。平成21年7月からは、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、名張市人権センターに業務委託を行い、職員2名を配置しています。これからは、窓口スタッフの能力向上と適正な職員配置に努めていく必要があります。平成18年度以降の支援センターの職員配置や支援センター事業費等の推移は、次のとおりです。

表1 市民活動支援センター職員配置状況

単位：人

年 度		正規職員	臨時職員	合 計
平成18年度	4月～6月		2	2
	7月～3月	1（週3日）	1	2
平成19年度		1（週3日）	1	2
平成20年度		1（週3日）	1	2
平成21年度	4月～6月	1（週1日）	1	2
	7月～3月		2	2

表2 市民活動支援センター事業費及び人件費の推移

単位：円

年 度	支援センター費	人件費	合 計
平成18年度	1,974,292	5,613,315	7,587,607
平成19年度	2,404,359	6,206,820	8,611,179
平成20年度	1,623,090	6,224,460	7,847,550
平成21年度	2,670,000	3,294,375	5,964,375

※支援センター費のうち平成18年度～平成20年度は決算書、平成21年度は予算書から抜粋したものです。

※平成18年度～平成20年度の人件費は、実績ではなく概算の数値で、平成21年度は予算の数値です。

表3 歳入（使用料）の状況

単位：円

年 度	印刷料金	会議室使用料	合 計
平成18年度	848,538	0	848,538
平成19年度	984,208	0	984,208
平成20年度	1,211,001	0	1,211,001
平成21年度	570,999	58,220	629,219

※平成21年度の数値は8月までの合計で、会議室使用料は6月13日からの分です。

2. 支援センターの特性

(1) 公設の支援センターとしての信頼性

支援センターは、名張市が設置している公設のセンターです。市が設置している支援センターということから、一部の団体からは、「税金でまかなっているのだから、サービスをするのは当たり前」というような考えで過大なサービスを求められることもあります。支援センターが公設であることにより、利用者の多くの方が平等なサービスを受けることが可能となります。また、行政との情報交換などがスムーズに行われます。

(2) 好条件の環境

支援センターは、名張駅前に開設され公共交通の便もよく、市民や市民公益活動団体にとって利用しやすい場所になっています。また、開館時間は、通常午前9時から午後7時までとなっており、会議室の利用については、必要に応じて午後10時までとなっています。

(3) 専門的な支援の展開

支援センターは、施設管理だけではなく、さまざまな企画事業を展開する拠点として位置づけられています。これから市民公益活動を始めようと考えている市民に参加してもらえようような講座を企画するとともに、市民公益活動団体の情報を収集し市民の問合せにも対応しています。

3. 支援センターの課題

(1) 市民活動団体からの評価

支援センターの存在をよく知っていて、支援センターを利用する団体は限られています。その多くは、簡易印刷機や大判プリンタがあるといった貸し出し施設としての印象でしか捉えておらず、支援センター事業については、あまり知られていないのが現状です。それを改善するために、各地区公民館や社会福祉協議会等を拠点にしている団体にもセンターを利用してもらえようような工夫（ポスター・チラシ等）をしています。今なお利用者は限られています。

市民公益活動団体にとって、「自分たちの活動拠点」というよりは、「行政が提供してくれている施設」のイメージが強いように思われます。

また、市民公益活動団体が望む支援を展開するためには、企画力や調整力を備えた専門性のある人材を確保し、戦略的な事業展開を進めることが必要となります。しかし、支援センター開設当初は、そうしたノウハウや経験が乏しく、試行錯誤の中での事業展開となったことが、支援センターの存在感を十分に高められなかった要因であると考えられます。市民公益活動に対する興味のあるなしに関わらず、支援センターの存在を広く市民に知ってもらうことが重要です。

(2) 情報発信での課題

利用団体の多くは、簡易印刷機や大判プリンタの利用、また交流コーナーでの打合せがほとんどで、情報収集を目的に来館される人は少ない状況です。

現在まで支援センターの掲示板やホームページ等を活用し情報発信に努めてきましたが、市民にとって十分とはいえ、今後はホームページの見直しなどインターネット環境の整備を進める必要があります。

(3) 相談対応での課題

市民公益活動に関する相談件数は決して多いとはいえません。相談内容では、ボランティアをはじめたい人からの相談は多少ありますが、市民公益団体の組織や事業に関する相談が少ないことから、相談というよりは、団体紹介にとどまりがちとなっています。

こうした状況は、これまで、市民や市民公益活動団体から持ち込まれる相談に対して、窓口で即時に対応できる範囲の紹介等の対応にとどめることなく、コーディネートまでつなげる資質を高める具体策が十分でなかったことに起因すると思われれます。

(4) 事業面での課題

企画事業においては、これまで市が主導で実施してきた事業も多く、例年、同じ事業の繰り返しで、発展的な展開へと結びつけるまでにいたりませんでした。こうした状況が続いてきた背景には、市職員において、企画事業を実施する際の目標設定があいまいであったことや、事業を実施していく中で、成果や効果といった認識が低く、効率性や費用対効果の視点が希薄であったことが考えられます。

また、研修会や講座等の事業については、広報やポスター・チラシで広く呼びかけをしていますが、一般の市民の参加率は低い状況です。

(5) 中間支援組織の設立

支援センターの市民運営とは、市民の視点で、また、市民公益活動に携わる人たちの独自のノウハウを活かして展開することです。しかし、これまで、市がそれぞれの特性や資源を活かすような戦略的な事業展開を積極的に図ってこなかったことがあり、中間支援組織の育成が遅れてきました。

平成21年度事業計画においても、中間支援組織立ち上げに向けた講座の開催をすることとし、中間支援組織がどのような役割を地域で果たす必要があるのかを考え、また、中間支援組織の必要性を受講者自らが捉え、立ち上げに向けた自発的な動きにつながるよう、促すことにしています。

(6) 男女共同参画センター及び人権センターとの併設

名張市市民情報交流センターは、同センターの設置及び管理に関する条例に基づき、本年6月に設置され、「新しい公」の担い手となる地域組織や市民公益活動団体の活性化を図るとともに、人権尊重や男女共同参画社会の創造に寄与することを目的に事業を展開するものです。また、同センターには、「名張市市民活動支援センター」以外に、「名張市男女共同参画センター」及び民間組織である「名張市人権センター」が併設されました。

現在、同センターの管理運営及び市民公益活動、男女共同参画、人権にかかる事業の具体的な企画・事業展開については、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、人権センターに業務委託を行っています。

4. 支援センター改革の方向性

(1) 創造的な地域課題解決の支援

前述したような、支援センターの特性や課題を踏まえ、今後の支援センターの改革の方向性としては、市民公益活動の支援にとどまらない地域の課題解決を支援し、創造的なコミュニティの構築をはかる拠点として再整備します。下記のような個別具体的な事業を実施しつつ、それらの事業を

モデルとして、名張市全域で活用できるような具体的な仕組みの提案と仕組みづくりを実行します。

①市民公益活動団体と地域組織の協働

市民による地域の課題解決のためには、市民公益活動団体と地域組織の両者が主体となり、相互に協働しあうことが不可欠です。

市民公益活動団体と地域組織の両者を視野に入れることで、名張市における地域課題が浮き彫りになります。支援センターは、地域の課題解決をミッションとし、市民公益活動団体と地域組織両者の支援と、相互の協働を図る事業を通して、地域の課題解決を進めることが可能になります。

②市民組織と事業者との連携促進

地域の課題解決には、市民公益活動団体や地域組織などの市民組織だけでなく、事業者の参画と連携が不可欠となります。市民や市民公益活動団体と事業者の両者が参加・連携できる事業を、用意することによって、市民組織と事業者の具体的な連携事例を創出し、名張市内の事業者の社会貢献や地域貢献を促すことができます。

③各行政分野の施策との横断的な関係づくり

支援センターが、庁内各部室との関わりをより深めることで、名張市の各行政分野の市民公益活動支援施策や地域課題への対応施策と連動し、分野を横断的に市民公益活動団体や地域組織と行政を調整できる機能を持ちます。

④地区公民館との連携を通じた地域密着型の課題解決支援の展開

地区公民館は、生涯学習の支援機能を持ち合わせていることから、生涯学習の場という性格が強いですが、今後は、生涯学習支援だけではなく、地域の課題解決を包括的に支援する機能が求められています。地区公民館は、地域の間接支援組織としての役割を果たすこととなります。

(2) 拠点機能の再構築

今後は、まちづくりやコミュニティビジネス等の地域の課題解決に必要な機能とも連動できる、地域課題解決のための支援拠点を再構築します。旧市民活動支援センターは、印刷機能や交流コーナーなどのフリースペースの機能が主であり、限られた団体の利用が多くなっていましたが、拠点の再構築においては、より多くの開かれた団体に対して魅力のある拠点づくりを行うことで、拠点自体が、市民の交流の場になることを目指します。

5. 支援センターの運営形態の検証

(1) 運営形態の比較

支援センターの施設の設置が名張市であるという前提があるため、採用できる経営形態は公設公営方式、あるいは公設民営方式ということになります。

それぞれの方式の特徴は、次のとおりです。

表4 運営形態の比較

区分	公設公営方式	公設民営方式
運営主体	市	民間事業者等
メリット	市の責任の元にサービスが提供されるため、サービスに一定の質を期待することができる。 継続性が担保される。(信頼性の確保)	民間事業者の高い専門性が期待できること。 公設公営方式よりも低コストで運営が可能になること。
デメリット	市が直接サービスを実施するというところで、柔軟な発想による自由な運営が期待できない。 市の市民活動支援を行う能力に期待できない。	運営を行う民間事業者の信頼性や事業継続性の保証がない。

(2) 公設民営方式の現状

実際に全国で多くの市民公益活動支援の拠点施設が、公設民営方式で運営されています。その多くは、市民公益活動支援に関して高い専門性と能力が担保されるという理由のもとに、ボランティア団体やNPO等の市民公益活動団体が受託しているのが現状です。

しかし、行財政改革の流れの中で、外部委託業務の予算は削減の一途をたどっており、多くの公設民営方式の施設では、不十分な予算のもと、受託する市民公益活動団体に過大な負担を求めるケースが多く見受けられます。

また、施設の受付業務や建物の管理など、市民公益活動団体の専門性とは関わらない業務も管理運営のメニューの中に含まれ、こうした業務に時間がとられるために、本来の市民公益活動団体の専門性を活かすことができないケースも見受けられます。

これらは、行財政改革や「官から民へ」という流れの本質的意味を理解せず、民営という形だけを追及する市のあり方が要因となっています。

6. 支援センターの運営体制の転換

(1) 運営形態を公設民営から自主・自立の公設民営へ

現在、支援センターは名張市人権センターへ業務委託し、公設民営で運営していますが、平成16年11月に策定した「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」では、市民公益活動が市民の自発性、自主性を基本としていることから、市民活動支援センターの運営、事業については、市が直接行うよりも市民公益活動を行う市民の幅広い参画を得て実施することが望ましい姿とされてきました。

また、名張市市民活動支援センター事業実施要綱では、市長は、公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、この事業を適切に運営することができるものと見込まれるものに委託することができるとなっています。

現在、支援センターが、初期機能の一定の役割を終え、前述の役割の変化等を考慮したとき、今後、支援センターは、地域課題解決支援拠点への転換に向け、また、自主・自立の公設民営への転換を図っていく必要があります。

ただし、市民公益活動団体等に支援センターを委託するにあたっては、その団体に過重な負担を

強いことがあつてはなりません。また、決してコストの削減を重視するのではなく、名張市の市民公益活動支援を主目的として予算措置をする必要があります。

(2) 市民活動団体等への委託又は指定管理者制度の導入

支援センターを委託する市民公益活動団体は、広く市民から理解され、市民公益活動支援の専門的な知識等を持ち合わせていなければならないことから、団体を構成する者は、NPO 理事等の経験やスキルのある人材が望ましいと考えられます。

具体的には、中間支援組織のリーダーや様々な分野で NPO 支援のスキルをもつ人、財務や法務に明るい人、地域課題解決の手法に精通している人などになります。

今後は、指定管理者制度も視野に入れた中で、支援センターの運営・事業を市民公益活動団体等に委託し、新たな体制で運営を開始することが望ましい姿です。

7. 今後の支援センター事業の展開

(1) 新たな機能充実のための方策

①ワン・ストップ機能の創設

支援センターに、市民公益活動団体や事業者など豊富な知識や経験を持った専門家をコーディネーターとして配置し、まちづくりやコミュニティビジネスなど地域経営の課題の把握や助言を行うほか、個別相談、専門家派遣やマッチングなど、ワン・ストップ機能をもった仕組みを創設し、幅広い課題解決を総合的に支援します。

②調査研究機能の充実

地域課題解決のための拠点となるためには、拠点の担い手が、地域解決の解決方法を学び、自分たち自身が課題解決できる力を身につけることが必要です。そのために、全国の民営化された市民活動支援センターの中で、地域課題解決に力を入れているようなセンターの事例研究を行うなど、地域課題解決のノウハウを収集することも必要です。また、個別具体的な地域課題に対して、その解決に向けた支援を行うにあたっては、調査研究機能の充実が必要となります。

③市民公益活動団体のノウハウ等の活用

名張市内には、しっかりとした組織基盤を自ら築き、事業を発展的に実施している団体も多くあります。その団体の中には支援センターの活用、支援を必要とすることもなく、登録団体になっていない場合もありますが、そうした団体から、地域課題解決の手法などを学べることは多くあります。そこで、地域課題解決のための拠点機能を拡充するためにも、一部の団体との連携にとどまらず、市内の力のある団体に積極的に働きかけ、それぞれがもっているノウハウを資源として提供してもらうことが必要となります。

(2) 既存事業の発展的展開

①市民活動支援事業の新たな展開

現在、市民公益活動団体に委託している市民活動支援事業について、今後は、「新しい公」の実現に向け、地域の課題解決を視野に入れながら事業展開を図るものとします。

②他の市民公益活動団体等との連携

ひとつの課題を共有し、課題を解決するためのアクションをしかけることで、市民公益活動団体や事業者が連携するネットワークづくりを進め、新たな事業展開へつなげていきます。

③名張市ボランティアセンターとの連携強化

名張市社会福祉協議会内にある名張市ボランティアセンターに情報提供を行うなど、連携を強化していきます。

④情報の収集・発信

市民公益活動団体はもちろんのこと、地域組織や小中学校等と双方向に情報交換を行い、市民や学生の市民公益活動への参加の機会を提供します。従来のホームページ等を見直し、地域づくりを含めた一元的な情報の収集・発信を行います。

(3) 支援対象ごとの事業の充実

①個人を対象とした支援事業

名張市ボランティアセンターと連携し、ボランティアをしたい人とボランティアがほしい団体とのマッチングの仕組みをつくりまします。

団塊世代やシニア層を対象とした市民公益活動団体とのマッチングの仕組み、また、将来的には企業を対象としたマッチングの仕組みも検討していきます。

②団体・地域社会の課題解決支援事業

各分野の中間支援組織と連携して事業を展開します。地域組織の相談についても積極的に対応できるような体制と専門家の派遣も含め人材を確保します。

③企業を対象とした支援事業

今後、事業者のための市民公益活動体験講座など、いくつかのプログラムを恒常的に用意し、事業者が参加しやすい形にします。

また、市内事業者社会貢献担当者のネットワークづくりや社員研修等のサポート等、事業者の社会貢献事業のサポートを行います。

名張市市民情報交流センター利用実績について

＜利用者数＞

(平成16年度～平成20年度)

単位：人

	H16	H17	H18	H19	H20
市民活動支援センター	2,344	3,069	3,564	3,837	3,934

(平成21年度)

単位：人

	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9
市民活動支援センター	420	299	360	816	470	619
男女共同参画センター			136	66	87	60
人権センター			150	167	129	102
計	420	299	646	1,049	686	781

※6月の男女共同参画センターは、6/13～6/30の利用者数で、他のセンターは、6/1～6/30の利用者数です。

	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H21.2	H21.3	平成21年度計
市民活動支援センター	632						3,616
男女共同参画センター	147						496
人権センター	164						712
計	943						4,824

<相談件数>

単位：件

	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	平成21 年度計
女性相談	2	4	5	6	7						24
法律相談 (女性弁護士)		5	7	7	5						24
男性相談		0	1	0	1						2
メンタルヘルス相談	1	1	0	1	1						4
チャレンジ支援相談	0	0	0	0	2						2
人権相談	0	0	0	0	0						0
計	3	10	13	14	16						56

※ 件数は、市民情報交流センターを利用した相談件数です。また、6月の人権相談は、6/1～6/30の件数で、他の相談は、6/13～6/30の件数です。